

## 卷頭言

中南教育事務所長

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響が長期に渡る中、各学校においては、子供たちの学びを保障しようと様々な工夫が見られましたが、協働的な学びを思うように進められないなど、多くの課題が浮き彫りになりました。一方で、これまでの行事を改めて見直し、短時間でいかに教育効果を上げるか、といった働き方改革にもつながる意識の高まりが感じられました。今後も続く「予測困難な時代」の中で、社会情勢の変化が子供たちの心理面や家庭環境に与える影響を引き続き注視し、更に丁寧に組織的に対応する必要があります。また、子供たちの実態や新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実できるよう工夫し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことも求められるところです。

2020年代の学校教育の道標となる『令和の日本型学校教育』の構築を目指して全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中央教育審議会答申）の総論解説には、その目指すべき姿として、以下のように示されています。

### 『令和の日本型学校教育』の姿

#### 【子供の学び】

- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ・ 各学校段階において、それぞれが目指す学びの姿が実現されている

#### 【教職員の姿】

- ・ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ・ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ・ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

また、青森県教育委員会では、令和4年度の「施策の柱」を、

- 1 次代を担う子どもたちに求められる資質・能力の育成
- 2 地域で活躍する人財の育成及び県内定着の促進
- 3 子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備
- 4 スポーツの振興と文化財の保存・活用 と設定しました。

次に、令和3年度の管内小・中学校の学習・生徒指導状況に目を向けてみると、県学習状況調査等の結果から、「学力の向上」が引き続き大きな課題となっており、児童生徒指導状況報告書によりますと、不登校及びその傾向の子供たちへの指導数が増加傾向にあり、その対策も大きな課題となっています。

中南教育事務所としましては、国全体の教育課題及び青森県の教育施策、管内小・中学校の状況を踏まえ、「学力の向上」と「生徒指導の充実」という管内の最重点課題解決のため、「中南未来塾」による学校支援、各種研修会の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣による「チーム学校」としての機能強化へ引き続き取り組んでまいります。また、学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成、そして、活力ある持続可能な地域づくりに向け、社会教育行政の充実にも一層努めてまいります。

最後になりますが、各学校の教職員におかれましては、令和の「子供の学び」を支える「教職員の姿」について改めて認識するとともに、服務規律の遵守を含め教職員としての自覚を更に高め、子供たち一人一人の可能性を最大限引き出していただくようお願ひいたします。

# 目 次

## 卷 頭 言

中南教育事務所長

## 第1章 令和4年度青森県教育委員会の施策

I 青森県教育施策の方針	4
II 令和4年度青森県教育委員会「施策の柱」	5
III 学校教育指導の方針と重点	6
IV 社会教育行政の方針と重点	8
V 文化財保護行政の方針と重点	9
VI 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	10

## 第2章 中南教育事務所学校教育指導の方針と重点

I 方針	11
II 重点	
1 確かな学力の育成	11
2 豊かでたくましい心の育成	12
3 健やかな体の育成	13
4 安全教育と安全管理の徹底	13
5 子どもの発達の支援	14
6 家庭や地域社会との連携及び協働	15
III 現状と課題及び指導事項	
1 授業の充実	16
2 道徳教育の充実	18
3 特別活動の充実	20
4 体育・健康教育の充実	22
5 生徒指導の充実	24
6 キャリア教育の充実	26
7 特別支援教育の充実	28
8 環境教育の推進	30
9 国際化に対応する教育の推進	32
10 情報化に対応する教育の推進	34
11 研修の充実	36

### 第3章 中南教育事務所社会教育行政の方針と重点（文化財保護行政、体育・健康・スポーツ行政を含む）

I 方針	38
II 重点	
1 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成	38
2 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成	39
3 生涯を通じた学びと社会参加の推進	40
4 社会教育推進のための基盤整備	40
5 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用	41
6 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進	41
III 現状と課題及び留意事項	
1 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成	42
2 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成	44
3 生涯を通じた学びと社会参加の推進	45
4 社会教育推進のための基盤整備	46
5 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用	48
6 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進	49

### 第4章 総務課関係

I 令和4年度学級編制基準	50
II 令和4年度小・中学校教職員配置基準	51
III 休暇等に係る提出書類一覧	54

### 第5章 諸報告・実施要項

I 事故等発生時の報告（小・中学校）	56
II 災害発生時の報告（市町村教育委員会）	60
III 指導主事による学校訪問実施要項	63
IV 社会教育の教育委員会訪問及び事業訪問実施要項	67
V 生徒指導推進要綱	69
VI 合同サポートチームの派遣について	70
VII スクールカウンセラーの緊急派遣について	71
VIII スクールソーシャルワーカーの派遣について	72
IX 特別支援教育巡回相談員制度について	73

### 【事業一覧等・諸資料】

1 学校教育関係事業一覧	76
2 社会教育関係事業一覧	78
3 研究指定校等一覧	80
4 中南教育事務所機構図	81
5 中南教育事務所事務分掌一覧	82
6 中南管内小・中学校一覧	85
7 中南管内小・中学校メールアドレス一覧	88

# 第1章 令和4年度青森県教育委員会の施策

## I 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。

このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育  
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育  
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用  
活力、健康、感動を生み出すスポーツ  
を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

## II 令和4年度青森県教育委員会「施策の柱」

### 趣 旨

教育行政における重要課題のうち、特定のテーマを当該年度の「施策の柱」として設定することにより、選択と集中による施策の重点化を図りながら、各地域の教育関係者との共同歩調を実現するとともに、教育施策を力強くアピールし推進する。

### 1 次代を担う子どもたちに求められる資質・能力の育成

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うなど確かな学力の向上を図る。

とりわけ、グローバルな視野や情報活用能力など、新しい時代に求められる資質・能力の育成に取り組むほか、防災教育の推進を図る。

#### 主な事業

継続：小・中学校における教員のICT活用指導力向上事業

継続：小・中学校学外国語教育充実支援事業

継続：命を守る！防災教育推進事業

### 2 地域で活躍する人材の育成及び県内定着の促進

子どもたちのふるさとに対する理解を深め、誇りや愛着心を醸成する取組を行う。

あわせて、学校・家庭・地域・県内企業・関係団体と連携しながら、将来の社会や産業を担う人財及び地域で活躍する人財の育成、子どもたちの将来の県内定着に向けた取組を推進する。

また、地域社会全体で子どもを育む仕組みづくりに取り組むほか、特別支援学校生徒の社会的・職業的自立を促進する。

#### 主な事業

新規：持続可能な地域づくり「あおもり創造学」プロジェクト事業

### 3 子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備

教員が子どもたちに向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を行えるよう、小学校の少人数学級編制の拡充や、小・中・高等学校・特別支援学校への外部人材・外部専門家の配置・活用の拡充等を行う。

また、いじめや不登校などに対する相談支援体制や、特別な教育的ニーズのある子どもへの支援体制の充実を図るとともに、学校施設等の整備・充実に取り組み、安全・安心な教育環境の整備に向けた取組を推進する。

#### 主な事業

拡充：あおもりっ子育みプラン21事業

拡充：学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業

拡充：外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業

継続：学校における運動部活動・文化部活動推進事業

継続：居場所づくり・絆づくり推進事業

継続：学校等における法務相談体制整備事業

継続：地域における特別支援教育相談体制強化事業

### 4 スポーツの振興と文化財の保存・活用

幼少期からの体力向上、肥満防止、運動不足解消や、年間を通じてスポーツに親しめる環境づくりを促進するとともに、国民スポーツ大会の本県開催に向けた競技力の向上等を図る。

また、郷土の文化財を知り、魅力を発信できる人財育成に取り組むとともに、かけがえのない文化財の保存・活用を図る。

さらに、世界文化遺産に登録された特別史跡三内丸山遺跡を始めとする縄文遺跡の普遍的価値を次世代に継承するための取組を行う。

#### 主な事業

新規：「スポーツでみんなを元気に」健康力アップ事業

新規：「地元の縄文」再発見プロジェクト事業

継続：小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業

継続：「選ばれる三内丸山遺跡」魅力発信推進事業

継続：楽しさアップ！子どもの健康づくり事業

### III 学校教育指導の方針と重点

#### 1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

#### 2 重点

##### (1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やＩＣＴなどを活用した子どもの学びを支援する学習環境の充実

##### (2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

##### (3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

##### (4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

##### (5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

イ 生徒指導の機能を生かした学年・学級・ホームルーム経営の充実

ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

## (6) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

## (7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に發揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

## (8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境にかかわる体験活動の充実

## (9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

## (10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるI C Tの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

## (11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

## IV 社会教育行政の方針と重点

### 1 方針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

### 2 重点

#### (1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

- ア 地域学校協働活動の促進
- イ 地域が支えるキャリア教育の充実
- ウ 子どもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援の充実
- オ 青少年の体験活動の充実

#### (2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 次代の地域を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援
- エ 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

#### (3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進

- ア 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実
- イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

#### (4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、  
ここでは「人材」を「人財」と表しています。

# V 文化財保護行政の方針と重点

## 1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

## 2 重点

### (1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

- ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- イ 文化財の調査や記録作成の実施
- ウ 国や県の文化財指定の推進
- エ 指定文化財の保存・修理等の支援
- オ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承する取組の推進

### (2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

- ア 文化財の公開・活用の促進と情報発信
- イ 史跡等の公有化や整備の支援

### (3) 伝統芸能・技術の継承

地域で育まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

- ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実
- イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

### (4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

- ア 県立郷土館の展示・教育普及・調査研究活動の充実と情報発信
- イ 三内丸山遺跡センターの遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する調査研究・展示・教育普及の充実と情報発信
- ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査・研究活動と収蔵機能の充実及び情報発信

# VI 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

## 1 方針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

## 2 重點

### (1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

### (2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

### (3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実を図り、スポーツの推進に努める。

- ア ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- イ 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実
- ウ 地域のスポーツ環境の整備・充実
- エ 競技スポーツの推進
- オ スポーツによる地域の活性化

### (4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

# 第2章 中南教育事務所学校教育指導の方針と重点

中南教育事務所では、青森県教育委員会が定めた「青森県教育振興基本計画（2019～2023年度）」、「青森県教育施策の方針」及び「令和4年度学校教育指導の方針と重点」を受けるとともに、管内における学校教育の現状と課題を踏まえ、学校教育指導の方針と重点を策定しました。

令和4年度は、6つの重点を掲げ、課題解決に取り組みます。

## I 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

## II 重點

### 1 確かな学力の育成

※指導事項「中南の教育」P16～17 参考資料「資料編」P1～6

授業改善を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を育成する。

#### (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ① 学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、学習活動を振り返って次につなげるような「主体的な学び」を実現する。
- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることなどを通して、自己の考えを広げたり、深めたりする「対話的な学び」を実現する。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で「見方・考え方」を働かせながら、解決策を考えたり、創造したりするなどの「深い学び」を実現する。

#### (2) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得

- ① 「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」との相互の関係を見通しながら、既得の知識及び技能と関連付けさせたり、他の学習や生活の場面でも活用させたりするなどして、生きて働く「知識及び技能」を確実に習得させる。
- ② 指導方法、指導体制、教材等の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図り、子どもの主体性を引き出す。

#### (3) 指導と評価の一体化及び家庭との連携

- ① 学習の過程や成果を的確に把握し、指導の改善に生かすとともに、子どもの学習意欲の向上につなげる。
- ② 全国学力・学習状況調査及び県学習状況調査の結果を分析するとともに課題を明らかにし、課題解決のため指導の工夫・改善に取り組み、指導計画の見直しを図る。
- ③ 学習の意義や進め方、学習評価の在り方について家庭に周知するとともに、保護者と連携し、家庭学習の習慣化を図る。

## 2 豊かでたくましい心の育成

※指導事項「中南の教育」P18~21、26~27 参考資料「資料編」P7~12

教育活動全体を通じて、自尊感情を高め、生命や人権を尊重する心・他者を思いやる心・人間関係を築く力を育み、規範意識・倫理観を醸成する。

### (1) 生命や人権を尊重する心を育む教育の推進

- ① 健全な自尊感情を身に付け、生命や人権を尊重する心・他者を思いやる心を育む教育を推進する。
- ② 教育活動全体を通じ、自他の生命がかけがえのないものであることや多様性への理解について取り上げる機会を設定する。

### (2) 「特別の教科 道徳」の充実

- ① 道徳的諸価値についての理解を基に、物事を多面的・多角的に考え、生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育て、よりよく生きるために基盤となる道徳性を養う。
- ② 道徳的な課題について、一人一人の子どもが自分自身の問題と捉え、向き合う「考え方、議論する道徳」へと転換を図り、評価を生かした指導を工夫する。
- ③ 授業公開や情報発信等を通して、保護者や地域の人々の多くの参観や参加、協力を得るなど共通理解を深め、相互の連携を図る。

### (3) 体験活動の充実

- ① 異年齢の仲間や地域の人々との交流を積極的に推進するために、学校の場を生かして、家庭や地域社会と連携し、体験活動の機会を確保する。
- ② 各教科等の特質に応じた教育課程を編成し、学校行事と関連付けながら体験活動を充実させる。

### (4) 生き方を見つめ自己実現を目指す指導の充実

- ① 日常の係活動等を含めた教育活動全体を通じて、働くことについての意義を考えさせる。
- ② 自分の将来について考える機会などを通して、自分のよさや可能性などに気付き、夢や希望を実現していくこうとする態度を育成する。

### 3 健やかな体の育成

※指導事項「中南の教育」P22～23

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっていることから、健康教育の充実や体力の向上など、健やかな体を育成する。

#### (1) 健康教育の充実

- ① 肥満・痩身傾向、ストレスや不安・悩みの増大等、心身の健康に関する課題を明確にして取り組む。
- ② 身近な生活における健康に関する知識を身に付けさせ、積極的に健康な生活を実践できる資質・能力を育てる。
- ③ 望ましい食習慣等健康的な生活習慣の形成を通して、心身の調和のとれた発達を図る。

#### (2) 体力の向上

- ① 学習意欲を喚起しながら十分な運動量を確保する授業を展開する。
- ② 各学年の発達の段階を踏まえ基礎的・基本的な内容の定着を目指し、一人一人に応じた体力・技能の向上を図るための指導を工夫する。
- ③ 体力テストの結果等から子どもの体力・運動能力を把握し、学校の教育活動や日常生活の中で生かすことができるよう指導する。

#### (3) 家庭、地域社会、関係機関等との連携

- ① 家庭や地域社会と連携を図りながら、運動する習慣を身に付けさせる。
- ② 食生活の偏りやアレルギー、薬物乱用、性に関する問題、感染症に関する正しい知識の習得など、子どもの健康に関する課題に家庭、地域社会、関係機関等と連携を密にして組織的に取り組む。

### 4 安全教育と安全管理の徹底

※指導事項「中南の教育」P23 参考資料「資料編」P13～14

生命を守る安全教育や安全管理を徹底し、災害に対応できる正しい知識を身に付け、非常時に自らの安全を確保するとともに、進んで他の人や地域のために貢献できる資質・能力を育成する。

#### (1) 学校安全の充実

- ① 安全点検、巡回指導、安全マップづくりなどにより、交通事故や水難事故、学校内外の事件・事故、災害等に関する学区内の状況を把握し、指導に生かす。
- ② 地域の状況や子どもの実態を踏まえ、適切で効果的な指導が行われるよう、具体的な計画を策定し実施する。

#### (2) 教職員の危機管理意識の高揚

- ① 全教職員で危機管理意識を共有するとともに、危機に対応するための研修や情報収集を一層充実させる。
- ② 危険等発生時対処要領を全教職員で共通理解し、改善・見直しを図る。

### (3) 家庭、地域社会、関係機関等との連携

- ① 社会全体で子どもを守り育てていくよう、学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携できる体制を構築する。
- ② 学校安全ボランティアの育成や、関係機関等との連携を密にするなど迅速な対応ができるようになる。

### (4) 事故等発生時の対応

- ① 事件・事故、災害等が発生した場合、子どもの安全確保を最優先とし、心のケアを適切に行う。
- ② 事件・事故、災害等発生時には様々な対応が必要となることから、家庭、地域社会、関係機関等と連携して対処する。

## 5 子どもの発達の支援

※指導事項「中南の教育」P24~25、P28~29 参考資料「資料編」P19~20

子どもが学校生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くことができるよう、一人一人の興味や関心、学習や生活上の課題等を踏まえて子どもの発達を支え、その資質・能力を高める。

### (1) 協働的な指導体制の充実

- ① 校内における教育相談体制や支援体制の整備、充実を図り、全教職員で計画的、継続的に指導・支援するとともに、家庭、地域社会、関係機関等との連携を重視し、組織的、協働的に取り組む。
- ② 子どもの内面理解に一層努め、指導方針、指導計画等について保護者と共に理解を図るなど、信頼関係を基盤として取り組む。

### (2) 積極的な生徒指導の充実

- ① 学校の教育活動の大半を占める学習指導を充実させるために、「一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせることができる授業（自己存在感）」「お互いに認め合い、学び合うことができる授業（共感的な人間関係）」「自ら課題を見付けそれを追究し、自ら考え、判断し、表現する授業（自己決定の場）」など、生徒指導の機能を生かした授業を工夫する。
- ② 好ましい人間関係を基盤とし、子ども一人一人の居場所がある望ましい集団づくりに取り組む。
- ③ 「学校いじめ防止プログラム」に基づき、子どもが主体となつたいじめ防止活動を推進するなど、未然防止に取り組む。
- ④ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起これ得るものである」との前提で、法に基づくいじめを積極的に認知し、組織的に対応する。

### (3) 特別な配慮を必要とする子どもへの指導

- ① 子どもが抱える課題や特性に関し、全教職員で共通理解を図り、心理や福祉等の専門家の助言も得ながら、正しい理解と認識を深め、組織的に社会的自立を支援する。
- ② 子ども一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導及び必要な支援を組織的かつ計画的に行う。

## 6 家庭や地域社会との連携及び協働

※指導事項「中南の教育」P30~37 参考資料「資料編」P15~18、21~26

家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち、社会に開かれた教育課程を実現するため、家庭や地域社会との連携及び協働を推進する。

### (1) 教育課程の編成と家庭や地域社会との共有

- ① 子どもの姿や地域の現状に関する調査等を踏まえ、学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にする。
- ② 教育目標を含めた教育課程編成についての基本的な方針を家庭や地域社会と共有する。

### (2) 特色ある教育活動の推進と教育課程等の改善

- ① 地域の教育資源や学習環境を活用した特色ある教育活動を推進するなど、家庭や地域社会と一緒にとなって子どもたちを育む。
- ② 学校評価をカリキュラム・マネジメントと関連付けて実施し、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図る。

### (3) 信頼される学校づくり

- ① 家庭、地域社会、関係機関等と相互に連携するとともに、心理や福祉等の専門家の意見も取り入れながら、チームとしての学校づくりを推進する。
- ② 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等を目安に、全教職員が、学び続ける向上心をもって研修に努め、実践的な指導力やマネジメント力の向上を図るとともに、豊かな人間性や社会性を身に付けるようにする。

### III 現状と課題及び指導事項

#### 1 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

##### (1) 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>校内研修等を通じて、主体的・対話的で深い学びについての理解促進と授業改善への取組が行われている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるため、指導計画を作成する必要がある。</li><li>児童生徒の実態を踏まえ、学校の創意工夫を生かした指導計画や全体計画等を作成する必要がある。</li></ul>
指導事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 単元や題材など内容や時間のまとめを見通して、問題解決の見通しを立てる場面や考えを広げ深める場面の設定など、指導計画等を整備、活用し、<b>資質・能力を育む効果的な指導</b>を行うよう努める。</li><li>② 諸検査等の結果を基に、自校の実態を十分に分析するとともに、児童生徒や地域の実態を踏まえながら、<b>教科横断的な視点</b>で指導計画等を整備し、組織的、計画的に教育活動の質の向上を図る<b>カリキュラム・マネジメントの実践</b>に努める。</li></ul>

##### (2) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>I C T 活用等による効果的な教材提示の工夫、見通す場面、対話する場面、深める場面などを焦点化した授業づくり、ペア学習やグループ学習等の学習形態の工夫、T・T等の指導形態の工夫が行われている。</li><li>各種資料や視聴覚教材等を活用し、児童生徒の興味・関心を喚起したり、課題を焦点化したりしながら、理解を促す授業づくりに努めている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>知識及び技能の習得に向け、児童生徒の実態に応じた授業づくりを更に進める必要がある。</li><li>思考力、判断力、表現力等の育成に向けた授業づくりにおいて、知識及び技能を活用して課題を解決する過程を重視する必要がある。</li></ul>
指導事項	<ul style="list-style-type: none"><li>児童生徒の実態を踏まえ、教材等の<b>特性を十分に研究</b>し、児童生徒が知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな技能を既得の技能等と関連付けたりして、他の学習や生活場面で活用できるよう<b>授業の組み立てを工夫</b>する。</li><li>見通しを立てたり振り返ったりする過程、互いの考え方を伝え合い多様な考え方を理解し集団としての考え方を形成する過程、思いや考え方を基に意味や価値を創造する過程等を重視した教材研究に努める。</li></ul>

##### (3) 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>評価についての理解促進が、校内研修等を通じて図られている学校がある。</li><li>児童生徒の実態を把握し、基礎的・基本的内容を身に付けさせるため、教師による評価のほか、児童生徒による自己評価や相互評価などが取り入れられている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>ねらいに応じた評価項目や評価場面を精選し、評価計画を立案する必要がある。</li><li>観点に応じた適切な評価方法と評価場面を精選し、授業改善に生かす必要がある。</li></ul>

指導事項	<p>① 資質・能力を育成するために、単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、学習状況を把握し、指導改善に生かす評価や総括に生かす評価（記録に残す評価）について、<b>時期や場面を精選し評価計画を立案</b>するよう努める。</p> <p>② 観点に応じた多面的・多角的な評価や児童生徒の学習意欲の向上につながる評価等を工夫し、指導の改善に生かすなど<b>指導と評価の一体化</b>に努める。</p>
------	---

#### (4) 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒一人一人の興味・関心を生かし、体験活動や問題解決的な学習を意図的、計画的に授業に取り入れ、よりよく問題を解決するための手順や方法が身に付くよう、学び方の指導が行われてきている。</li> <li>・ 活動すること自体が目的となっている取組がみられる。</li> <li>・ 複式指導においては、教師間の協力による指導体制を確保し、間接指導の効率化を図るとともに、合同学習を実施するなど学習効果を高める工夫をしている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、内容等を工夫するとともに、継続的に指導することが重要である。</li> <li>・ 問題解決的な学習を重視した指導を工夫する必要がある。</li> <li>・ 複式指導においては、指導技術向上のため、指導資料「へき地・複式教育ハンドブック」の周知及び活用や校内外での研修の充実を図ることが必要である。</li> </ul>
指導事項	<p>① 各教科等の特質に応じた体験活動を継続するために、時間割の弾力的な編成、合科的・関連的な指導等、<b>体験を伴う学習の時間を確保</b>するよう努める。</p> <p>② 児童生徒にとって必然性のある課題設定、多様な考え方につれ、新たな気付きや思考の深まりがある問題解決の場の設定など、<b>問題解決的な学習を重視した指導を工夫</b>する。</p> <p>③ 複式指導においては、中・長期的な指導計画に基づき、「ガイド学習」を充実させるなど、主体的に学習に取り組む態度を身に付けさせるよう指導方法等を工夫する。</p>

#### (5) 学校図書館やＩＣＴなどを活用した子どもの学びを支援する学習環境の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校図書館については、図書標準率に達する割合が全国平均を下回る学校が多いものの、実態に応じて「読書センター」「学習センター」「情報センター」として機能するよう整備が進められている。</li> <li>・ ＩＣＴについては、1人1台端末が導入され、授業等での活用を積極的に推進している学校がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校図書館の計画的な利活用を推進し、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすことが重要である。</li> <li>・ 学びの質を高めるＩＣＴの活用方法についての実践的研究を進めることが重要である。</li> </ul>
指導事項	<p>① 配架や学習内容に合わせた最新の図書、資料等の整理・展示などの環境整備を行い、教育課程との関連を踏まえて、<b>計画的・継続的な利活用</b>が図られるよう努める。</p> <p>② 1人1台端末の活用を推進するために、<b>校内研修等で効果的な事例を共有</b>するよう努める。</p>

## 2 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

### (1) 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>学習指導要領及び解説の趣旨や内容について、小学校では51校中45校、中学校では26校中25校が校内研修等を通して共通理解を図っている。</li><li>全体計画（別葉を含む）については、全教師で見直しを図っている学校が、小学校では51校中33校、中学校では26校中7校となっている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育、また、その「要」となる「特別の教科 道徳」（以下、道徳科とする）の充実が図られるよう、学校全体で指導力向上に努める必要がある。</li><li>道徳教育が計画的・発展的に行われるよう、全体計画（別葉を含む）について、必要に応じて見直し、改善を図ることが重要である。</li><li>校長が明確な方針を示し、道徳教育推進教師を中心に、全教員が協力・分担して道徳教育を展開できるような校内体制を整備する必要がある。</li></ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"><li>児童生徒の実態に応じた指導の改善・充実を図るために、<b>学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解</b>を一層深める。</li><li>日常の教育活動の中で活用されるようにするために、<b>道徳教育の全体計画（別葉を含む）に指導の内容及び時期を明示</b>し、具体的な指導に結びつけるように努める。</li><li>全教員が参画し、協力・分担し合う指導体制の整備・充実のために、校内研修などで道徳教育を取り上げたり、授業を参観し合ったりする。</li></ol>

### (2) 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>年間指導計画について、小学校では51校中50校、中学校では全ての学校が、各学年の目標、重点項目に基づいた計画を作成している。</li><li>小・中学校共に、導入でアンケートの結果を提示したり、ＩＣＴを積極的に活用したりするなど、児童生徒の実態に応じた指導の工夫が行われている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>活用される年間指導計画にするために、さまざまな工夫を取り入れ、改善・充実を図る必要がある。</li><li>児童生徒の発達の段階に応じて、「考え、議論する」道徳への質的転換が図られるよう、道徳科の特質を生かした多様な指導方法を取り入れる必要がある。</li><li>学校間、学年間の指導の継続性を意識した指導を充実させる必要がある。</li></ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"><li>実際に活用され、機能するような年間指導計画作成のために、指導の時期、主題名、ねらい及び教材を一覧にして示すとともに、学習指導過程を明示したり、授業の評価や反省を記入する欄を設けたりするなどの工夫に努める。</li><li>児童生徒が、自分との関わりの中で物事を多面的・多角的に考えることができるよう、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、指導方法の工夫に努める。</li><li>内容項目が発展的に指導されているか等を把握し、<b>児童生徒の発達の段階に応じた指導</b>の工夫に努める。</li></ol>

### (3) 郷土を愛する心を育む指導の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域人材を活用した授業や総合的な学習の時間との関連を図り、地域行事への参加や郷土をテーマとした体験活動が行われている。</li> <li>地域の人材を活用して、郷土に関する道徳講話等を行っている学校がある。</li> <li>保護者や地域の人々の理解や協力を得るために、学級・学年・学校通信、道徳通信等で道徳教育について取り上げている学校が、小学校では51校中39校、中学校では26校中22校となっている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>魅力的な地域教材等の保存と共有、開発と活用を進めていく必要がある。</li> <li>家庭や地域の人々の積極的な参加や協力が得られるよう、家庭や地域社会との連携を図った指導体制を整備する必要がある。</li> </ul>
指導事項	<p>① 郷土を愛する心を育てるために、<b>地域教材を開発・活用</b>し、その実践の保存・共有に努める。</p> <p>② 道徳教育の方針や計画を公表したり、道徳科の授業を積極的に公開したりするなど、家庭や地域社会との共通理解に基づいた連携・協力体制の整備・充実を図る。</p>

### (4) 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークシートを活用している学校が、小学校では51校中47校、中学校では26校中25校となっている。</li> <li>成長の様子を継続的に把握するために、ファイルへの蓄積や共有ファイルの活用など評価の方法を工夫している学校がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長及び道徳教育推進教師のリーダーシップの下、全教師の共通理解による組織的・計画的な評価を行う必要がある。</li> <li>学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を継続的に把握し、一定のまとまりの中で学習活動全体を通して見取る必要がある。</li> <li>児童生徒のよい点や成長の様子を積極的に把握しながら、それらを日常の指導や個別指導に生かしていくことが必要である。</li> </ul>
指導事項	<p>① 学習評価の妥当性、信頼性を担保するために、<b>評価に必要な資料や評価方法、評価の視点について共通理解</b>を図ったり、評価に関する実践事例を蓄積し共有したりするなど、組織的・計画的な評価の推進に努める。</p> <p>② 道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、児童生徒が一面的な見方から多面的・多角的な見方へ発展させているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりで深めているかといった点を重視しながら、評価方法の工夫に努める。</p> <p>③ 指導と評価の一体化を図るために、学習指導過程や指導方法等を振り返り、<b>教師自らの指導を評価</b>するとともに、その<b>評価を授業にフィードバック</b>させ、道徳性を養う指導の改善につなげる。</p>

### 3 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

#### (1) 自主的な態度を育てる学級活動の工夫

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>小学校では、司会の輪番制、国語科と関連した指導、シンキングツール等により話し合い活動の充実に取り組んでいる。中学校では、流れの提示、短学活の活用等、全校体制で話し合い活動の充実に取り組んでいる。</li><li>構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等の手法を取り入れたり、学校全体として「Q-U」や「アセス」を活用したりするなどして、望ましい人間関係づくりに積極的に取り組んでいる。</li><li>当番活動や係活動などを通じて自己有用感を高め、集団の一員としての自覚をもたせようとしている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>各学年で取り上げる内容の重点化や内容間の関連・統合を図るなどして、全学年において全ての内容を取り扱うことができるよう、指導計画の見直しを図り、確実に実践する必要がある。</li><li>学級活動の指導方法等について教師の理解を深め、学年間や学校全体で共通理解を図りながら取り組んでいく必要がある。また、小学校で行ってきた学級活動の積み重ねや経験を中学校でも生かせるよう、系統的、発展的に取り組んでいく必要がある。</li><li>学級活動の時間に合意形成や意思決定したことについて、事後指導を通じて実践化を図り、評価を工夫する必要がある。</li></ul>
指導事項	<p>① 特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、<b>キャリア教育の充実</b>を図る必要があることから、<b>小・中・高等学校のつながりを意識</b>し、系統的、発展的な取組に努める。</p> <p>② <b>話し合い活動の時間を確保</b>し、「問題の発見・確認」、「解決方法の話し合い」、「解決方法の決定」、「決めたことの実践」、「振り返り」といった学習過程を通じ、児童生徒が自発的、自動的な学校の生活づくりを実感できる指導に努めるとともに、事前・事後指導を充実させる。</p> <p>③ 評価については、活動の結果だけではなく活動の過程における努力や意欲を積極的に認めたり、児童生徒のよさを多面的・総合的に評価したりするよう努める。</p>

#### (2) 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>全校のスローガンや年間テーマを決め、学級活動や学校行事との関連を図りながら、活発な活動が行われている。また、集会等での発表場面の設定や話し合い活動の充実にも取り組んでいる。</li><li>児童会・生徒会行事では、児童生徒一人一人に成就感や達成感を味わわせるよう、工夫した取組が行われている。</li><li>中学校では、学校独自のリーダー研修会や、目安箱の設置、学校生活向上のために全校での話し合いの場面を設定するなど、各学校の実態に応じた特色ある取組がみられる。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>児童生徒が学校生活の諸問題に自ら気付き、解決できるよう、自発的、自動的な活動の指導、支援に一層努める必要がある。</li><li>児童生徒に児童会活動や生徒会活動の意義やねらいを理解させるとともに、児童会・生徒会役員と各委員会、各学級との連携をより強化することや全教職員の共通理解を更に図っていくことが必要である。</li></ul>

指導事項	<p>① 学校生活を活性化し豊かにするため、学校や地域の実態、児童生徒の特性などを考慮し、指導のねらいを明確にした活動内容を設定する。</p> <p>② 学校生活の充実を目指した児童生徒の発想や創意工夫を生かし、その活動が主体的に展開できるよう、適切な指導及び支援に努める。その際、計画や運営を行う児童生徒に積極的に関わる指導体制を確立するとともに、<b>指導の場面や方法、評価の在り方等を全教職員が共通理解</b>する。</p> <p>③ 活動の活性化が図られるよう、全教職員がそれぞれの特性を生かし、協働指導体制の確立に努める。</p>
------	--

#### (3) 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異学年交流や縦割り活動の場として位置付け、高学年児童がリーダーシップを発揮できるよう工夫している。</li> <li>・ 外部講師を活用したり、地域の伝統文化を取り入れたりするなど特色ある取組がみられる。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模校を中心として、児童数や教員数の不足により活動が限定されてきているため、施設・設備等を考慮し、児童の興味・関心に応じたクラブの設置に努めることが重要である。</li> <li>・ 年間を通じた指導計画の作成、組織及び体制づくり、成果発表の場の確保などについて更に改善を図っていく必要がある。</li> </ul>
指導事項	<p>① クラブ活動の教育的意義について共通理解を図るとともに、指導のねらいを明確にした指導計画の作成に努める。</p> <p>② 児童自らが活動計画を立てたり、必要に応じて児童の話合いが行われたりするなど、教師の適切な指導の下、児童自身による運営を更に推進する。</p>

#### (4) 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度の評価を踏まえ、児童生徒、学校及び地域の実態や時期を考慮しながら、調和のとれた指導計画を作成している。</li> <li>・ 小学校や小規模の中学校では、異年齢集団による交流が積極的に取り入れられている。大規模の中学校では、学級の団結力の向上を目指した行事が行われている。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学校行事の内容や開催方法を工夫して実施した学校が多い。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ねらいを明確にした系統的な指導計画の作成など、なお一層の充実を図る必要がある。</li> <li>・ 事前に児童生徒に行事の意義やねらいを理解させたり、短時間で効果的な振り返りの機会を設定したりする時間の確保や評価の工夫が必要である。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、より創意工夫した学校行事を計画することが重要である。</li> </ul>
指導事項	<p>① 各種行事との関連を図りつつ適切な時数を配当するとともに、個々の行事の教育的価値を大切にし、児童生徒一人一人にとって魅力ある行事となるような計画を作成する。</p> <p>② 学校行事の充実と改善を図るために、めあてをもって取り組ませたり、自己評価などねらいに基づいた振り返りをさせたりするなど、評価の充実に努める。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、内容等を変更した場合であっても児童生徒に達成感を味わわせる学校行事の取組を工夫する。</p>

## 4 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

### (1) 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>個に応じた学習課題の設定、学習カードやＩＣＴの活用、音楽の利用など、一人一人に運動の楽しさや喜びを味わわせるよう工夫している。</li><li>授業形態を工夫し、ペアやグループでの教え合い・学び合いを取り入れながら、運動に対する意欲の向上に努めている。</li><li>体力テストの結果を活用し、授業におけるトレーニング等の工夫や全校的な取組により、体力の向上を図っている。また、「あすなろっ子元気アップチャレンジ」に登録し、運動への意欲付けを図っている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>授業以外の運動時間の減少、積極的に運動する子とそうでない子の二極化傾向、運動に対する意欲の差、食生活の乱れや肥満・痩身傾向など個人差や能力差に対応する指導方法を一層工夫していく必要がある。</li><li>児童生徒の心身の健全な発達を促すよう、家庭、地域社会、関係機関・団体と連携して取り組み、充実を図る必要がある。</li><li>学校生活における運動する場と時間の確保、日常生活における運動の習慣化を図る必要がある。</li></ul>
指導事項	<p>① 児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育てていくため、体力テストの結果等を活用するなど<b>児童生徒の実態を踏まえた全体計画の作成</b>に努める。また、体育的活動の実施に当たっては、事故防止について万全の体制を確立しておく。</p> <p>② 体育科・保健体育科はもとより、学校の教育活動全体を通じて相互に関連させて総合的に行うとともに、家庭、地域社会、関係機関・団体と連携した取組を積極的に推進するなど、運動の習慣化を図るための効果的な指導に努める。</p>

### (2) 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>関係機関と連携し、外部講師を活用した健康に関する各種教室を実施するなど、健康教育の充実に取り組んでいる。</li><li>保健学習及び保健指導において、日常生活の身近な健康問題を取り上げ、自己の意思決定や行動選択の場面を設定した授業実践に取り組んでいる。</li><li>健康な生活の実践について、各種通信や参観日等で、家庭や地域社会へ情報を提供している。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>保健教育、保健管理及び学校保健に関する組織活動の内容を加えた学校保健計画を作成する必要がある。</li><li>学校の教育活動全体を通じて健康教育の観点を捉え、日常生活での実践に結び付けていく指導の工夫が必要である。</li><li>学校保健委員会等を活用し、家庭や地域社会との連携を図り、積極的な情報提供や一体となった取組等の工夫が必要である。</li></ul>
指導事項	<p>① 学校保健計画を作成して組織的に取り組むとともに、総合的な評価を行い、計画及び取組の継続的な見直し・改善を図る。</p> <p>② 保健教育においては、養護教諭や外部講師を活用するなど、指導方法・形態を工夫する。</p> <p>③ <b>学校保健委員会を活用</b>し、地域の子どもの健康問題について協議したり、取組状況等について周知したりするよう努める。</p>

(3) 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する年間指導計画を作成し、各教科、特別活動、給食の時間等の指導内容・方法を生かしながら教科横断的な指導として関連付け、食の大切さを指導している。</li> <li>栄養教諭や学校栄養士、養護教諭等とのT・Tを取り入れながら、学年に応じた食に関する指導を進めている。</li> <li>給食時の放送や保健だよりを活用しながら、食への関心を高め、食中毒や感染症の未然防止も含めて、食に関する正しい知識の啓発に努めている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の食に関する実態を把握し、全体計画を作成し、効果的、継続的な指導が行われるよう配慮することが必要である。</li> <li>欠食、孤食、偏食などの食に関する多様な問題に対して、家庭との連携の在り方を工夫し、児童生徒とともに保護者の意識も高めていく必要がある。</li> </ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の食生活の実態を踏まえ、学校給食や各教科等との関連を図った総合的な全体計画を作成するとともに、その実践について総合的に評価し、計画及び取組の継続的な見直し・改善を図る。</li> <li>食に関する指導の実施に当たっては、児童生徒の食への興味・関心が喚起されるよう、発達の段階等に応じた指導の工夫に努める。</li> <li>食生活の中心である家庭や地域社会との連携をより一層図るとともに、実情に即した指導に努める。</li> </ol>

(4) 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校安全計画を作成し、安全管理、安全指導を組織的・計画的に実施している。</li> <li>地域社会やPTA及び関係機関と連携し、登下校指導、通学路の安全点検等を実施している。</li> <li>避難訓練や交通安全教室について、児童生徒自ら安全な行動がとれるよう、工夫しながら実施している。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校安全について、全教職員の共通理解を図るとともに、研修等により、学校安全に関する教職員の資質の向上に努める必要がある。</li> <li>児童生徒自らが状況に応じて危険を予測し、回避できる能力を身に付けさせるための体験的な指導の工夫や地域社会とのより緊密な連携が必要である。</li> </ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>危機管理マニュアルによって、学校管理下における危険等発生時の教職員の役割等を明確にし、安全確保に対することを全教職員で共通理解し、訓練・評価・改善を繰り返すなど見直しを図る。</li> <li>学校、家庭、地域の関係機関・団体等との連携を密にするため、学校安全委員会等を組織し、地域全体の安全活動となるよう努める。</li> <li>児童生徒の発達の段階を考慮した指導を計画的・継続的に行い、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを指導する。</li> </ol>

## 5 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

### (1) 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>生徒指導に係る方針や重点事項を明確にした全体計画を作成し、実践項目を設けて全教職員で指導するとともに、生活の振り返り場面を活用しながら共通理解に努めている。</li><li>問題発生時及び日常における情報共有のシステムを明確にし、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に組織的、継続的に取り組んでいる。</li><li>学校・学年・学級だより、生徒指導だより等による情報提供、民生委員・児童委員等との懇談会の開催、PTAと共に宵宮の巡回指導や交通安全のための街頭指導等に取り組んでいる。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>全教職員の協働的な指導体制の下、計画的、継続的な指導を徹底することが重要である。</li><li>全教職員が一貫した指導理念と同一歩調で生徒指導に当たるためには、計画的、組織的な研修を通して共通理解を図っていくことが必要である。</li><li>児童生徒の様々な問題行動・不登校等への対応のため、家庭、地域社会、関係機関等とより一層連携を図る必要がある。</li></ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"><li>① 基本的生活習慣の定着や自己指導能力の育成を図るために、全校で取り組む具体的な実践項目を設定し、実践状況の確認及び改善するための機会を定期的に設ける。</li><li>② 現代的な課題への対応や事例研究などを含めた校内研修を計画的に実施し、教職員の資質向上と学校組織としての指導力向上を図る。</li><li>③ 家庭、地域社会、関係機関等との連携・協働する体制を構築し、相互に協力しながら基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成に努める。</li></ol>

### (2) 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>児童生徒の実態を把握し、個性を尊重するとともに、それぞれの特性を理解しながら、自己存在感をもたせる場や共感的な人間関係の育成の場を設定している。</li><li>一人一人のよさや好ましい行動を教師や他の児童生徒が見付け、学級、学年及び全校で紹介し合う活動など、自己肯定感を高めるための取組が行われている。</li><li>他者との良好な人間関係を形成し、維持していくために、構成的グループエンカウンターなどグループアプローチを学級活動の年間指導計画に位置付けている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>好ましい人間関係の育成と自己存在感を得ることのできる場の設定を工夫し、生徒指導の機能を全教育活動に生かせるよう努めることが重要である。</li><li>学校生活の中心である授業においては、一人一人が生き生きと学習に取り組めるよう、学級の中での居場所をつくる必要がある。</li><li>共感的な人間関係を基盤とし、より望ましい集団づくりに取り組む必要がある。</li></ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"><li>① 学年所属の全教職員が、発達の段階を踏まえ、組織的に指導できる体制を整備する。</li><li>② 授業を含めたあらゆる場面において、一人一人の児童生徒に自己存在感を与え、児童生徒同士の共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を与えて、よりよい自分に高めようとする自己指導能力の育成に努める。</li><li>③ 児童生徒がいじめをはじめとした学校生活上の諸問題を、自ら見いだし、自主的に解決できるような活動を積極的に取り入れ、成就感や自信を獲得させるよう努める。</li></ol>

### (3) 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒に対しては、対策会議等で個々の状況を把握するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員等と連携した支援に努めている。</li> <li>養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等との連携を図るとともに、学年や学級の枠を越えて相談に当たるなど、教育相談体制の充実に努めている。</li> <li>学校生活アンケート等の調査資料を基に、児童生徒の悩みに焦点を当てた相談ができるよう工夫している。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒について、関係機関との面談や相談等も活用し、個に応じた支援を連携して行うことが重要である。</li> <li>全ての児童生徒を対象とした教育相談体制を整えるための時間や相談室等の確保、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等の活用とその連絡・調整をすることが重要である。</li> <li>カウンセリングの知識や技術向上のための研修を計画的に実施することが重要である。</li> </ul>
指導事項	<p>① 不登校等問題を抱える児童生徒に対しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用してアセスメントを行い、必要に応じて関係機関等と連携しながら個に応じた支援が行われるよう努める。</p> <p>② <b>全教職員が、研修等を通して、教育相談の技術を高めていく</b>とともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図りながら、全ての児童生徒を対象とした教育相談体制の整備・充実に努める。</p> <p>③ 一人一人の児童生徒の内面理解を深めるとともに、学校や家庭における悩みや不満を早期に把握し、個に応じた教育相談を積極的に行う。</p>

### (4) 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止標語の作成や児童生徒が互いのよいところを認め合う活動など、各学校の実態に応じ、教育活動全体を通じていじめの未然防止に取り組んでいる。</li> <li>定期的にいじめアンケートを実施するなど、いじめの早期発見に努め、いじめとして積極的に認知し、組織的に対応している。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての児童生徒がいじめ防止について考え、話し合うなど、児童生徒が主体的に参加する活動を推進し、学校全体でいじめの未然防止に取り組む必要がある。</li> <li>個々の教職員間において、いじめの定義の解釈に差が生じないよう、学校全体で共通理解を図るとともに、「いじめの定義」及び「いじめを積極的に認知し対応していること」を保護者や地域に丁寧に伝えることが大切である。</li> <li>いじめの発見から解消に至るまでの対応の流れや、いじめに関する情報の記録とその保管等についてより明確にする必要がある。</li> </ul>
指導事項	<p>① 児童生徒が主体となるいじめ防止活動等、いじめ未然防止の取組を「学校いじめ防止プログラム」に明示し、学校全体でいじめの防止に組織的・計画的に取り組むとともに、学校評価を基に改善を図る。</p> <p>② 学校いじめ防止基本方針を家庭や地域に周知するとともに、「学校いじめ対策組織」の活性化を図り、ハートフルリーダーを中心に、いじめの定義等について教職員全体で共有する体制を整備する。</p> <p>③ <b>いじめに関する情報や対応については、確実に記録しておくとともに、回数や実施方法、内容を吟味した上でアンケート調査等を実施し、適切に保管する。</b></p>

## 6 キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

### (1) キャリア教育指導体制の整備・充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>多くの小・中学校において、全体計画及び年間指導計画が作成されているとともに、校務分掌にキャリア教育担当者が位置付けられ、キャリア教育を組織的に推進している。</li><li>全ての小・中学校において、「基礎的・汎用的能力」又は青森県教育委員会で示した「キャリア教育で培いたい資質、能力、態度」を意識して、育成したい資質・能力を設定している。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>児童生徒の実態を適切に把握し、「どんな児童生徒に育てたいのか、どんな力を身に付けさせたいのか」という具体的な目標を設定し、共通理解を図る必要がある。</li><li>各教科等との関連を図った体系的・系統的な諸計画を作成することが重要である。</li><li>キャリア教育に関する研修が不足していること、外部指導者や時間の不足、体験場所の確保、キャリア教育の視点で教育活動を見直す必要がある。</li></ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"><li>① キャリア教育推進のための校内組織を学校の実態に即して整備するとともに、教職員の役割分担を明確にした協力体制を構築し、キャリア教育の必要性や意義等について、全教職員で共通理解を図る。</li><li>② 学年間あるいは校種間の連携を図りながら、<b>体系的・系統的な実践</b>とその評価及び<b>改善に努める</b>。</li><li>③ 教職員間に意識の差が生じないようにするために、キャリア教育に関する校内研修等を計画的に行うとともに、校外の研修にも積極的に参加するよう努める。</li></ol>

### (2) 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>多くの小・中学校において、体験活動や学習の場を設定し、将来の夢や希望を育んだり、生き方や進路について考えさせたりする取組が行われている。</li><li>小・中・高等学校を通して継続的に児童生徒の変容を捉えた指導が不十分であり、キャリア教育に関する活動が断片的・一過性の取組になっている状況がみられる。</li><li>「あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」を活用している学校は、小学校では全て、中学校では26校中22校である。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>キャリア教育に関する活動を記録し振り返ることを通して、児童生徒の成長や変容を捉え、適切な指導・援助・相談等をする必要がある。</li><li>小学校では、将来の生き方を考える指導において、低学年から所属する集団やみんなのために働く経験を重視し、日常の積み重ねを通して自立的に働くことの大切さや意義を考えさせていくことが重要である。</li><li>中学校では、生徒が将来の生き方や進路に関する主体的な選択能力を高めるために、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うことが重要である。</li></ul>

指導事項	<p>① 「あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」など児童生徒が<b>活動を記録し蓄積する教材等を積極的に活用</b>しつつ、キャリア発達を振り返らせ、将来の生き方や夢実現に向けての意欲をもたせるよう努め、<b>確実な引継ぎ</b>を行う。</p> <p>② 小学校におけるキャリア・カウンセリングでは、課題や問題に対して対処する力や態度を発達させ、自立的に生きていけるように支援する。</p> <p>③ 中学校におけるキャリア・カウンセリングでは、一人一人の将来の生き方や進路に関する主体的な選択能力を高め、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら積極的に進路を選択できるように支援する。</p>
------	--

### (3) 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校とも、勤労や奉仕に関わる体験活動や職業・進路に関わる啓発的な体験を重視した活動が、学校行事や総合的な学習の時間等との関連を図りながら実施されており、事前・事後の指導を大切にしながら行われている。</li> <li>中学校の職場体験活動では、工夫して計画をしている学校が多くあった。受け入れ先の確保や交通手段などの課題に苦慮している学校もある。</li> <li>多くの小・中学校間においては、双方の取組に関する情報交換が不足している傾向にあるため、中学校の諸計画に小学校での取組や成果などが十分に生かされていない。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験活動のねらいや身に付けさせたい資質・能力を明確にし、単発化しないよう、意図的、継続的な取組を展開することが重要である。</li> <li>小・中・高等学校の学校種を越えた「縦の連携」、家庭、地域社会、企業等の関係機関と「横の連携」を図ることが重要である。</li> </ul>
指導事項	<p>① 体験活動の実施に当たっては、事前・事後指導の工夫により、ねらいを明確にし、見通しをもって活動に取り組ませるとともに、活動を振り返り、次の活動や自己のキャリア形成に生かすことができるよう努める。</p> <p>② 児童生徒のキャリア発達の継続的な支援のため、「あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」を活用した<b>学校種間での情報交換</b>を行うとともに、進路や職業に関する情報の家庭との共有、職場体験活動等での地域の企業との連携など、<b>家庭や地域等との関連</b>を意識して指導する。</p>

※1 学習指導要領の改訂を受け、「あおもりっ子キャリアノート～明日へのかけ橋～」の改訂版として「あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」を作成し、県教育委員会ホームページに掲載している。

※2 文部科学省初等中等教育局児童生徒課から「キャリア・パスポート例示資料等について」(平成31年3月29日付け)が通知されている。

この通知を受け、令和2年4月より、全ての小学校、中学校、高等学校においては「あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」を活用させるなど、児童生徒が、これから学びや生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなどして自らの生き方を考え、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努めることが必要である。

## 7 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に發揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

### (1) 校内支援体制の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>特別支援教育に関する校内委員会の開催回数が、小学校では年間5.1回、中学校では年間4.4回となっている。年間10回以上開催している学校や校内研修で特別支援教育を取り上げている学校もある。（令和3年度特別支援学級等の調査から）</li><li>校内委員会において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、支援方策の検討を行っている学校が多い。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>障害のある児童生徒の「困難さ」に対応する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、組織的に指導に当たることが必要である。</li><li>通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、特別支援学校や医療機関等、外部からの専門的な助言を受けるなどして支援体制を整備していくことが必要である。</li></ul>
指導事項	<p>① 在籍する児童生徒の実態を把握し、より具体的な支援方策の検討・確認を行うため特別支援教育に関する校内委員会等の計画的な開催を継続し、<b>全校的な支援体制の充実</b>に努める。</p> <p>② 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内はもとより関係機関や保護者との連絡・調整、校種間連携等が組織的に行われるよう努める。</p>

### (2) 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>通級による指導を受けている児童生徒については、小学校で95%、中学校で98%の作成率である。また、上記を除いて通常の学級に在籍する個別の教育支援計画の作成を必要とする児童生徒については、小学校で27校、中学校で13校が作成しており、昨年度より増えている。（R2：小学校17校、中学校5校）</li><li>特別支援学級では、保護者との連携や関係機関等と情報を共有するためのツールとして活用されている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>通級による指導を受けている児童生徒全員について作成する必要がある。</li><li>個別の教育支援計画を作成する際は、保護者や関係機関との連携の下、一人一人の教育的ニーズや支援内容を明確にする必要がある。</li><li>作成と活用に当たっては、医療、福祉、労働等の関係機関との緊密な連携や、進学先等への効果的な引継ぎなど、長期的な視点に立って計画的、継続的に取り組む必要がある。</li></ul>
指導事項	<p>① 児童生徒の進学等に当たっては、適切な教育が一貫して行われるよう、<b>個別の教育支援計画を活用し、在学中に支援していた内容等について話し合う場を設ける</b>などして、次の進学先等へ確実に引き継ぐ。</p> <p>② 計画の実施状況を点検し、実態把握、指導目標の設定、教育的支援内容などについて評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>

### (3) 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>通級による指導を受けている児童生徒については、小学校で98%、中学校で100%の作成率である。また、上記を除いて通常の学級に在籍する個別の指導計画の作成を必要とする児童生徒については、小学校で30校、中学校で13校が作成しており、昨年度より増えている。（R2：小学校28校、中学校5校）</li> <li>特別支援学級では、教師間で指導方針や指導内容を共有するツールとして活用されている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>通級による指導を受けている児童生徒全員について作成する必要がある。</li> <li>一人一人の児童生徒を生かし、可能性を最大限に伸ばすという視点に立って個別の指導計画を作成するとともに、指導及び支援の具体化につなげるツールとして活用することが必要である。</li> <li>通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒についても、多様な実態に応じた適切な支援ができるよう、今後一層作成を進めることが必要である。</li> </ul>
指導事項	<p>① 各教科等の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成して、一人一人の教育的ニーズに応じた指導に努める。</p> <p>② 個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、<b>目標の設定や内容、具体的な手立てなどを見直し、指導の改善に努める</b>。また、引継ぎの話合い等で活用する。</p>

### (4) 交流及び共同学習による相互理解の促進

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流学級において、朝・帰りの会、給食の時間や各教科等で交流及び共同学習を行っている学校が多い。また、縦割り班による異年齢児童生徒との清掃活動や学校行事等に取り組んでいる学校が多い。</li> <li>近隣の小・中学校との交流及び共同学習、特別支援学校との交流会、居住地校交流等については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止したり回数を減らしたりした学校が多い。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流及び共同学習の目的、内容、協力体制等を明確にして、計画的、継続的に行うことが必要である。</li> <li>実施に当たっては、相互の教員間で役割分担や日程調整等についての事前打合せの時間を計画的に確保することが必要である。また、双方の教育的ニーズに応えるよう、学習活動を工夫することが重要である。</li> </ul>
指導事項	<p>① 交流及び共同学習を計画するに当たっては、相互の教員間で意義や教育的効果について十分理解し合い、<b>双方の児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法について十分に検討する</b>。</p> <p>② 実施に当たっては、各学校や障害のある児童生徒一人一人の実態に応じた配慮を行いながら、組織的、計画的、継続的な実施に努める。</p>

## 8 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

### (1) 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>全体計画を作成している学校は、小学校では51校中27校、中学校では26校中4校である。（令和2年度 教育活動状況調査）</li><li>多くの学校で環境教育に関連した体験的な学習に取り組んでいるが、全体計画や年間指導計画を作成している学校は少ない。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>全教職員が、環境問題や環境保全、環境教育を含む持続可能な開発のための教育（E S D）等について、理解を深める必要がある。</li><li>環境教育の全体計画、年間指導計画等を基に、各教科等の目標や内容を横断的な視点で捉え、効果的で継続的な指導を行う必要がある。</li></ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"><li>① 全教職員が環境教育についてその必要性を認識し、環境教育への取組についての共通理解と協力体制づくりを行う。</li><li>② 環境教育によって育成される資質・能力を明確にし、環境教育の目標と学校教育目標とを関連付けて<b>全体計画等の作成</b>に努める。</li><li>③ 学校の教育活動の中に環境教育に関わる問題解決的な活動を適切に位置付け、各教科等の相互の関連を踏まえた指導に努める。</li></ol>

### (2) 地域の環境の実態に即した指導の工夫

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>各教科(特に理科、社会科、生活科)、総合的な学習の時間及び特別活動において、近隣の川や池の水質調査、稚魚の放流などの水辺の活動、世界遺産を題材とした授業等、河川、里山、森林など地域の自然環境を生かした学習活動を展開している。</li><li>学校に設置されている太陽光パネルを活用し、エネルギー問題と関連させた環境教育に取り組んでいる学校がある。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>学校や地域社会がおかれている環境を把握するなど、地域の実態に即した指導を工夫し、児童生徒が環境に関する事物・現象に意欲的にかかわる中で、環境に対する豊かな感受性等を育む必要がある。</li><li>地域環境の教材化や I C T の活用により、児童生徒の興味・関心を喚起したり、視野を広げさせたり、他の地域と比較させたりするなど、多面的・多角的に環境問題を考えさせることが重要である。</li></ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"><li>① 児童生徒の発達の段階や生活環境等に対応し、その興味・関心を生かした多様な学習活動を構築するとともに、探究的な学習を取り入れた指導に努める。</li><li>② 地域の自然環境や児童生徒の生活環境に対応しながら、地域環境の教材化、地域にある施設や人材の活用、校種間の連携など、地域性を生かした指導を展開するよう努める。</li></ol>

### (3) 環境にかかわる体験活動の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭及び地域社会と連携しながら、資源回収の活動や学区の清掃活動を行うなど、環境に対する意識を高めるための取組が多数行われている。</li> <li>学区内のため池の環境保全活動、地域の団体と連携した環境美化活動や農業体験活動を実施している学校がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験的な学習（観察、実験、調査、見学、実習等）を積極的に取り入れたり、社会教育施設を活用したりするなど、自然や社会環境に触れる活動を充実させることが必要である。</li> <li>児童生徒が環境教育で学んだことを家庭や地域社会の中で生かすことを通して、環境問題の解決に向かう態度や行動力等を身に付けさせることが重要である。</li> <li>学校、家庭及び地域社会がそれぞれの教育機能を十分に發揮し、相互に連携協力しながら、学びや体験の充実を図ることが重要である。</li> </ul>
指導事項	<p>① 身近な自然や社会環境に触れることができるよう、直接的、具体的な体験活動を取り入れるとともに、環境教育のねらいの下、事前・事後指導を充実させ、意識化・行動化につなげるよう努める。</p> <p>② 児童生徒が環境に対する理解を深め、主体的な行動に結び付けることができるよう、指導のねらい等について共通理解を図った上で、積極的な外部人材の活用に努める。</p>

## 9 國際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

### (1) 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>郷土の自然・歴史・文化等を児童生徒の興味・関心や発達の段階に応じて教材として取り上げるなど、地域や学校の特色を生かした取組が行われている。</li><li>国際理解教育の全体計画を整備し、総合的な学習の時間や特別の教科道徳、外国語活動、外国語科等の授業において、外国の文化の理解や自國文化の紹介を行っている学校がある。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>郷土の自然・歴史・文化等を素材にした教材を開発し、各教科等を相互に結び付けながら、教育活動全体を通じて計画的に指導する必要がある。</li><li>我が国と諸外国の文化や風土等の特質に気付かせる指導が必要である。</li></ul>
指導事項	<p>① 児童生徒が生活している地域や郷土について理解させるために、<b>郷土の自然・歴史・文化等</b>を児童生徒の興味・関心や発達の段階に応じて<b>教材として取り上げる</b>よう努める。</p> <p>② 地域や郷土に関する指導を更に発展させるために、我が国と諸外国の文化や風土等の類似点や相違点について理解させるとともに、それらの国々のよさに体験的に気付かせるよう努める。</p>

### (2) 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>小学校では、外国語指導助手を活用したり、必要感のある課題を設定したりして、言語活動を中心に据えた授業の展開に努める学校が増えている。</li><li>中学校では、生徒の興味・関心に即した題材を取り上げることにより、生徒が興味をもって言語活動に取り組んだり、外国語で発信したりすることができるよう配慮した指導を行っている学校が多い。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>小・中学校ともに、互いの考え方や気持ちなどを外国語で伝え合う言語活動を重視するとともに、目的・場面・状況を意識した具体的な課題を設定するなどして、学習した語彙や表現を実際に活用する活動を充実させる必要がある。</li><li>中学校の英語担当教員は、中学校区の小学校においてどのような授業が行われ、どのような言語材料が扱われてきたのかを把握した上で、系統性のある指導を行う必要がある。</li></ul>
指導事項	<p>① 外国語によりコミュニケーションを図る資質・能力を養うために、互いの気持ちや考え方を伝え合う<b>言語活動の充実</b>を図り、言語活動の中で<b>思考・判断・表現することを繰り返す</b>ことを通じて知識・技能が習得されるよう、授業づくりを進める。</p> <p>② 中学校においては、小学校での学びを意識した<b>系統性のある指導計画の作成</b>に努める。</p>

### (3) 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>外国人児童生徒に対しては、特別な配慮の下に、学校生活への適応を図るための適切な指導が行われている。</li><li>地域に住む外国人をゲストティーチャーとして授業に招いた学校がある。</li><li>友好関係にある諸外国の都市や姉妹校・提携校との相互訪問は、今年度中止となつた学校が多い。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍児童生徒に対する、日本語指導や文化的な背景に応じた生活適応指導を、計画的・継続的に行うことが重要である。</li><li>交流活動の推進に当たっては、関係機関と連携して受け入れ態勢を整え、児童生徒に身に付けさせたいこと、理解させたいことといった指導目標を明確にして取り組むことが重要である。</li></ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"><li>① 外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍児童生徒に対しては、特別の教育課程を編成したり、<b>関係機関と連携</b>したりして、計画的・継続的に日本語指導や生活適応指導を行うよう努める。</li><li>② 進級や卒業に当たっては、言語、教育制度や文化的な背景が異なることに留意して、児童生徒本人や保護者に丁寧に説明し、十分に理解を得た上で適切に対応するよう努める。</li><li>③ 諸外国の姉妹・友好提携校との交流や地域に住む外国人・海外生活経験者等を活用した異文化交流を積極的に推進し、協調して生きていく態度の育成に努める。</li></ol>

## 10 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

### (1) 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>全体計画を作成している学校は、小学校51校中44校、中学校26校中6校である。</li><li>校内研修でICTの活用をテーマとして取り上げている学校は、小学校51校中37校、中学校26校中15校である。</li><li>小学校プログラミング教育を実施している学校は、51校中49校である。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>児童生徒の発達の段階を十分に考慮し、各段階における系統的な情報教育を実施する必要がある。</li><li>全ての教員が、ICTの特性を理解し、効果的な指導方法や児童生徒の情報モラルに係る実態に基づいた適切な指導について研修する必要がある。</li><li>小学校においては、プログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動を、各教科等の特質に応じて計画的、組織的に実施する必要がある。</li></ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"><li>児童生徒の情報活用能力を効果的に育成するよう、発達の段階や各教科等の学習内容を踏まえた、系統的・体系的な指導に努める。</li><li>校外で実施される研修に積極的に参加し、その研修内容を校内で伝達する機会を確保するなど、計画的、継続的な教員のICT活用指導力の向上に努める。</li><li>小学校においては、プログラミングを通してどのような力を育てたいのかを明らかにした上で、必要な指導内容を教科等横断的に配列した指導計画等を作成するなど、計画的、組織的な実施に努める。</li></ol>

### (2) 学習指導におけるICTの適切な活用の推進

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>多くの学校において、情報を収集したり、学習したことをまとめたり、表現したりするために、1人1台端末や情報通信ネットワーク等、ICTを活用した学習活動が行われている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>教員等一人一人が、ICTの特性の理解と基本的な操作の習得に努めるとともに、それぞれの特性を生かした適切な活用について工夫していく必要がある。</li><li>ICTを活用することの意義を教職員が共通理解した上で、積極的かつ柔軟に活用していく必要がある。</li></ul>
指導事項	<ol style="list-style-type: none"><li>多様な児童生徒に対する個別最適化された学びや支援の実現に向け、<b>ICTの特性を生かし、各教科の特質、指導の目標や内容、児童生徒の実態に応じ、学習過程に適切に位置付けて活用する</b>よう努める。</li><li>ICTの活用により、学習に対する動機付けや学習内容の理解促進が図られ、「分かる授業」や「魅力ある授業」の実現につながる有効な手立てであるということを、<b>教職員が共通理解した上で、その積極的な活用に取り組む</b>よう努める。</li></ol>

### (3) 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等においてインターネットによる情報収集が行われている。</li> <li>メール配信サービスなど、情報通信ネットワーク等を活用し、家庭や地域社会と情報の共有・交流に取り組んでいる学校がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信ネットワーク等を活用した効果的な授業及び教育活動の質の改善をねらいとした教育の情報化に向けた実践的研究を進める必要がある。</li> </ul>
指導事項	<p>① 児童生徒が情報通信ネットワーク等の情報手段を、適切かつ積極的に活用できるような多様で弾力的な学習活動を工夫する。</p> <p>② 通信環境の整備、インターネットを活用した家庭や地域社会との情報交換など、情報通信ネットワーク等を活用した教育の情報化に努める。</p>

### (4) 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修の内容に情報モラルを取り上げている学校は、小学校51校中14校、中学校26校中4校である。</li> <li><b>1人1台端末の活用に向けて、約束事や手引きとなるものを作成し、児童生徒及び各家庭に配付している学校は、小学校51校中37校、中学校26校中18校である。</b></li> <li>情報モラル教育の取組については、警察や合同サポートチーム(STEPS)、企業による講義等を活用し、児童生徒と保護者を対象として実施している学校がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の発達の段階を十分に考慮し、各段階における系統的な情報モラル教育に取り組む必要がある。</li> <li>情報モラル教育に対して、家庭、地域社会、関係機関等と共通理解を図り、連携しながら取り組む必要がある。</li> </ul>
指導事項	<p>① 情報モラルの視点をもった学習活動を組織的、系統的に実施するとともに、情報技術やサービスの変化に伴った適切な指導が行われるよう、教員の指導力の向上に努める。</p> <p>② SNSによるトラブルなどインターネットの危険性について、<b>保護者会や関係機関等による情報モラル教室などの機会を通じて周知するとともに、トラブルへの対応についても家庭、地域社会、関係機関等と連携を図りながら指導の充実に努める。</b></p> <p>③ ゲーム機を含めた情報端末機器等の利用に関するルールやマナーについて家庭で話し合いが行われるよう、家庭での約束事の事例等をまとめたものを保護者に配付するなど、より一層家庭との連携に努める。</p>

※ 記載されている学校数については、令和2年度教育活動状況調査によるものである。

## 11 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

### (1) 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>県教育委員会が平成30年2月に策定した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下「指標」とする）の内容を取り上げ、校内研修等を行っている学校は、小学校51校中7校、中学校26校中7校である。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>指標と校内研修との関連を図り、教員等一人一人の資質向上を意識した、研修内容・方法の工夫が必要である。</li></ul>
指導事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 「指標」の趣旨や内容を校内研修等で取り上げ、<b>全教職員で共通理解</b>を図るとともに<b>教員等一人一人の資質の向上に向けた意欲を喚起</b>し、具体的な取組を促すよう努める。</li><li>② 教員等一人一人が、自らの成長段階、職責、経験、適性等に応じて更に高度な段階を目指し、<b>自発的に教員としての資質を向上</b>させていくよう努める。</li></ul>

### (2) 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>授業改善や指導方法の研究等に取り組んでいる学校が多く、授業参観の観点を事前に示したり、ワークショップ型の研究協議を行ったりするなどの工夫がみられる。</li><li>小学校では、研究主題に基づいて、複数の学級において授業公開を行い、研修を進めている学校が多い。</li><li>中学校では、研究主題に基づいて教科ごとに研究計画を立て、各教科の特性を生かしながら内容を工夫して研修を進めている学校が多い。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>日常的に相互に授業を参観したり、研修で得た成果を共有したりすることが必要である。</li></ul>
指導事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 学校の教育課題を明らかにし、課題解決に向けて<b>全教職員の共通理解</b>による研修が進められるよう努める。</li><li>② 教職員一人一人の参画意識を高め、<b>日常的に学び合う環境や雰囲気づくり</b>を踏まえた校内研修体制を整備し、機能させるよう努める。</li></ul>

### (3) 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>各学校においては、学習指導要領の趣旨や内容等についての研究・研修や実践に取り組んでいる学校が多い。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>学習指導要領の趣旨や内容等の理解を深め、具体的な実践へと結び付けるための研究・研修を進める必要がある。</li><li>授業づくりや指導方法の改善、学習評価など、授業改善に資する研究を進める必要がある。</li></ul>
指導事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 各学校の特色を生かした多様で弹力的な教育課程の編成・実施・評価を行い、教育課程の改善を図り、<b>具体的な実践へと結び付ける</b>よう努める。</li><li>② 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価の方法についての共通理解など、<b>授業改善に関する研究・研修を推進</b>するよう努める。</li></ul>

#### (4) 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種調査・検査、学校評価等の結果から、学校や地域社会、児童生徒の実態や変容などを踏まえ、身に付けさせたい力を明確にして、指導方法の工夫・改善を図っている学校が多い。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>実態調査の結果を分析・検討して、児童生徒が直面している教育課題を明確にし、実践的研究の充実を図る必要がある。</li> <li>研究で得た成果と課題を日常の実践につなげるために、指導計画はもとより評価計画も重視し、指導と評価の一体化を図る必要がある。</li> </ul>
指導事項	<p>① 教育課題解決のため、研究のねらいや目指す児童生徒像、内容、方法、共有方法及び検証方法を明確にするとともに、<b>年間の教育計画との関連を図った研究計画を作成する</b>よう努める。</p> <p>② 研究内容と日常の授業との関連を図り、児童生徒の変容が具体的な姿で評価できるよう、<b>各学校の実態に応じた評価規準を作成する</b>よう努める。</p>

#### (5) 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等において、保護者や地域の人材、施設などと連携・協力しながら、多様な体験活動や交流活動等を計画している学校が多い。</li> <li>教育活動に関わるアンケートを実施し、家庭や地域社会との連携に係る成果と課題を明らかにして、取組の工夫・改善に努めている学校が多い。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の教育資源や学習環境をより効果的に活用できるよう、校内体制の在り方や活動内容について、検討・見直しを図る必要がある。</li> <li>児童生徒や地域社会の実態を適切に把握し、活動の目的化やマンネリ化を防ぎ、家庭や地域社会との連携を更に深める必要がある。</li> </ul>
指導事項	<p>① それぞれの学校がもつ教育条件を十分踏まえ、中学校区で情報を共有し系統性をもたせながら、<b>教育活動の創意工夫に努め、必要に応じて改善を図る</b>。</p> <p>② 家庭や地域の人々の願いや思いを把握し、共に児童生徒を育てていくという考えの上で積極的に働きかけ、地域人材の活用や地域素材の教材化、カリキュラム開発などにおいて、<b>地域社会の教育力を更に活用する</b>。</p>

# 第3章 中南教育事務所社会教育行政の方針と重点

中南教育事務所では、青森県教育委員会が定めた「青森県教育振興基本計画（2019～2023年度）」、「青森県教育施策の方針」、「令和4年度社会教育行政の方針と重点」、「令和4年度文化財保護行政の方針と重点」及び「令和4年度体育・健康・スポーツ行政の方針と重点」を受けるとともに、管内における社会教育の現状と課題を踏まえ、社会教育行政の方針と重点を策定しました。

令和4年度は、6つの重点を掲げ、課題解決に取り組みます。

## I 方針

地域住民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

また、郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

さらに、一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

## II 重点

### 1 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

未来を担う人財である子どもたちが心豊かにたくましく成長することができるよう、多様な体験活動の機会を提供し、キャリア教育や子どもの読書活動の充実に努める必要がある。これらの充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域を支える人財を育成することが肝要である。

また、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域全体で支援するための仕組みづくりに努める必要がある。

#### (1) 地域学校協働活動の促進

- ① 地域全体で子どもを育てることができるように、学校・家庭・地域が連携・協働して地域学校協働活動に取り組むことができる環境づくりに努める。
- ② 地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター等の資質・能力の育成及びネットワークづくりを促進することができるように、研修機会の確保に努める。

#### (2) 地域が支えるキャリア教育の充実

- ① 生きることや働くことについて考えることができるように、子どもの体験活動の充実に努める。
- ② 子どものキャリア形成を支援することができるように、地域資源の開発・蓄積及び情報の提供に努める。

#### (3) 子どもの読書活動の充実

- ① 子どもの読書習慣を形成することができるように、読書活動の重要性に関する理解と関心の普及・啓発に努める。
- ② 読み聞かせに関わるボランティアやグループを育成することができるように、ネットワークづくりや活動機会の拡充等に努める。

#### (4) 家庭教育支援の充実

- ① 家庭教育に関する学習機会や相談体制を充実させることができるよう、乳幼児健診や参観日等の機会を活用した交流の場づくりや相談機関の情報提供に努める。
- ② 家庭や保護者の実態に応じ、チームとしてきめ細かな支援をすることができるよう学校や各種関係機関等との連携・協働に努める。

#### (5) 青少年の体験活動の充実

- ① 青少年の豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、多様な体験活動やオンラインシステムの活用を含めた異年齢交流、世代間交流等の機会拡充に努める。
- ② 体験活動を実施する際は、学校や各種社会教育団体等との連携・協働に努める。

## 2 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

各地域で核となって地域活動を推進する人財を育成するため、地域住民を対象とした地域課題解決のための学習や地域活動の機会の提供に努める必要がある。また、地域活動に関わる人たちの主体的な活動やネットワークづくりの支援に努める必要がある。

#### (1) 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

- ① 地域活動の実践者、コーディネーターを発掘・養成し、その資質・能力の向上を図ることができるよう、学習会や研修会等の充実に努める。
- ② 地域活動の実践者、コーディネーター同士の連携を図ることができるよう、活動への継続的な支援に努める。

#### (2) 次代の地域を担う若者の育成

- ① 小学生・中学生・高校生・大学生が地域への愛着と誇りをもち地域の魅力を発信することができるよう、人財育成や体制づくりに努める。
- ② 地域コミュニティを維持、再構築することができるよう、子どもや若者を交えた世代間交流の機会づくりに努める。

#### (3) 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

- ① 地域活動に関わる人財が、相互に情報を交換し、つながり合うことができるよう、学習機会の提供に努める。
- ② 地域活動に関わる人財が、地域課題解決に向けた学習や地域活動に連携・協働して取り組むことができるよう、活動する機会の提供に努める。

#### (4) 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

- ① 人々が生涯を通じて健康で生きがいをもって暮らしていくことができるよう、社会の変化に対応した学習機会の提供に努める。
- ② キャリア形成や地域活動へ主体的に参画することができるよう、学び直しに向けた魅力ある学習プログラムの積極的な広報に努める。

### 3 生涯を通じた学びと社会参加の推進

地域住民の学習ニーズや地域課題を的確に捉え、一人一人に応じた多様な学習機会の提供に努める必要がある。また、地域住民が学習成果を生かし、主体的に社会参加活動に取り組むことができるよう、情報の収集・整理と提供及び相談体制の構築に努める必要がある。

#### (1) 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実

- ① 高齢者や障害者が孤立せず、生きがいをもち、地域とつながって生活することができるよう、体制づくりを支援する。
- ② 大学や企業、NPO等の関係機関と連携・協働し、多様な学習ニーズや地域課題解決等に応じた学習機会の提供に努める。

#### (2) 学習成果を生かした社会参加活動の支援

- ① 地域住民が学習活動を通じて身に付けた知識や技能を、ボランティア活動や地域活動等の社会参加活動に生かすことができるよう支援する。
- ② ボランティア活動や地域活動等に関する情報を提供したり、相談に応じたりする体制を構築するとともに、修了者を講座の講師として活用するよう努める。

### 4 社会教育推進のための基盤整備

多様化する学習ニーズや地域課題等、様々な社会の要請に対応するため、優れた資質と専門的な能力をもった社会教育関係職員の養成に努める必要がある。また、地域住民の学習活動や交流活動の拠点である社会教育施設の機能の充実及び社会教育関係団体や学習グループ等の活動の支援に努める必要がある。

#### (1) 社会教育推進体制の充実

- ① 地域住民の多様化する学習ニーズや地域課題等の社会の要請に応じた社会教育推進計画の策定に努める。
- ② P D C A サイクルを基本とする事業評価を確実に実施し、社会教育推進計画等の改善に努める。

#### (2) 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

- ① 地域住民との連携による開かれた運営を推進するなど、地域住民の活用促進に向けた機能の充実に努める。
- ② 事業調整や人財に関する情報の共有化等、近隣の社会教育施設とのネットワークの構築に努める。

#### (3) 社会教育関係職員の養成と資質の向上

- ① 社会教育関係職員の資質・能力の向上を図るため、社会教育主事（社会教育士）を計画的に養成するとともに、研修会等への積極的な参加を奨励する。
- ② 学習ニーズや社会の要請を的確に捉え、学習成果を生かした社会参加活動を促進するよう、首長部局を含む社会教育関係職員同士のネットワークづくりに努める。

#### (4) 社会教育関係団体等の活動の支援

- ① 社会教育関係団体や学習グループ・サークル等の活性化を図るため、研修機会や成果発表等の場を提供し、活動意欲を持続するよう支援に努める。
- ② 社会教育関係団体や学習グループ・サークル等が、情報交換したり交流したりする場を提供するなど、ネットワークづくりの支援に努める。

## 5 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用

文化財の保存・活用のため、地域住民が気軽に史跡、遺跡等や伝統芸能に親しむことができる環境づくりを進め、地域住民の文化財保護思想の普及・啓発及び伝統芸能の後継者の育成支援に努める必要がある。

### (1) 文化財の保護・保存と公開・活用

- ① 地域住民の心の拠り所である史跡、遺跡等を保護・保存し、その公開・活用に努める。
- ② 様々な機会や手段を通じて、文化財保護思想の普及・啓発に努める。
- ③ 文化財や関連施設をネットワーク化し、広域的な活用に努める。

### (2) 伝統芸能・技術の継承

- ① 地域の伝統芸能・技術を継承・発展できるよう、指導者及び後継者の育成支援に努める。
- ② 地域の伝統芸能・技術の保存意義を普及・啓発できるよう、学校や地域での発表機会の充実に努める。

## 6 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進

だれもが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めることが重要である。そのため、多くの地域住民がスポーツ活動に参加する機会を確保するとともに、多様なニーズに対応できるよう、スポーツ指導者等の発掘・育成に努める必要がある。

### (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ① 地域住民が、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組に努める。
- ② 生活の中で継続してスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動の機会の充実に努める。

### (2) 地域のスポーツ環境の整備・充実及びスポーツによる地域の活性化

- ① スポーツクラブ・団体等の創設・運営支援、スポーツ施設の活用促進、スポーツ情報の効果的な提供等、地域のスポーツ環境の整備・充実に努める。
- ② 多様なニーズに対応できるよう、地域住民のスポーツ活動を推進する上で必要とされる人財の発掘・育成に努める。

### III 現状と課題及び留意事項

#### 1 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

##### (1) 地域学校協働活動の促進

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村では、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助」等の実施を通して、コーディネーターの養成や地域資源の活用を進めるなど、地域の教育力向上に努めている。</li><li>地域学校協働活動とコミュニティ・スクールとの一体的推進を図るため、地域コーディネーター（推進員）を委嘱し、独自で研修会を開催したり、準備を進めたりしている市町村がある。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>学校や地域に対する地域学校協働活動の理解及び地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター等のネットワークづくりを、より一層推進する。</li></ul>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>教職員や地域住民を対象とする<b>研修機会の確保</b>に努め、地域学校協働活動のより一層の普及・啓発を図るとともに、<b>関係者のネットワークづくりを促進</b>する。</li><li>学校や地域、関係機関等との連携を円滑に進めるため、地域の教育資源に関する情報の収集・整理と提供を行う。</li></ol>

##### (2) 地域が支えるキャリア教育の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>大学や官公庁、企業、N P O等の関係機関と連携し、地域資源を活用した事例がある。</li><li>小学生・中学生・高校生を対象にキャリア教育に関わる事業等を行った事例がある。</li><li>多くの図書館では、小学生の図書館員体験事業を実施したり、中学生の職場体験及び高校生のインターンシップを受け入れたりしている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>生きることや働くことの意義について考えさせ、社会人・職業人として自立できるよう、地域全体におけるキャリア教育を充実させる必要がある。</li></ul>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>地域資源を活用し、地域への关心・興味を高めながら多様な人々との交流を深め、大人の生き方から学ぶことができる機会の提供に努める。</li><li>大学や官公庁、企業、N P O等の関係機関と<b>積極的に連携を図りながらキャリア教育を推進</b>する。</li></ol>

##### (3) 子どもの読書活動の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>読み聞かせに関わるボランティア等は、図書館や公民館、学校等で広域にわたり積極的な活動を展開している。</li><li>図書館の「ブックスタート」では、乳幼児健診や家庭教育支援事業等と併せて開催している市町村がある。</li><li>図書館職員を小・中学校へ派遣したり、コンピュータによる蔵書管理システムを導入したりするなど、学校図書館の環境整備を進めている事例がある。</li></ul>
----	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの読書活動推進計画」の策定を奨励し、子どもの読書活動に関わる機関等との連携を図りながら、子どもの読書活動を地域全体で一層推進する必要がある。</li> </ul>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 図書館や公民館、学校、読み聞かせに関わるボランティア等との連携を図り、<b>子どもの読書活動の意義や重要性について普及・啓発</b>を図る。</li> <li>② 子育てサークルやPTAなどの団体へ、読み聞かせに関わるボランティアや読書に関わるイベント等の情報を提供する。</li> <li>③ 読み聞かせや図書館支援に関わるボランティアを発掘・育成し、ネットワークづくりを支援したり、活動の場を拡充したりするなど、一層の活性化を図る。</li> </ol>

#### (4) 家庭教育支援の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村では、福祉担当課や幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、PTA等と連携して家庭教育に関する講座を実施している。また、親子で読書やものづくり、スポーツをするなど親子交流の機会を提供している。</li> <li>子育て支援チームを組織し、家庭教育相談を身近な施設で定期的に実施している市町村がある。</li> <li>支援が必要な家庭に対して、学校、各種関係機関等と連携してケース会議を開催し対応している市町村がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育に関する学習機会及び相談機関の情報提供、子育て支援者の養成と活用並びにネットワークづくりの取組を通して、地域全体で家庭教育を支える体制づくりを推進する必要がある。</li> </ul>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 今日的な課題に対応した<b>学習プログラム（親学プログラムを含む）を活用</b>し、保護者の多様なニーズに応じた学習機会を提供するとともに、<b>交流の場や相談機関の情報提供</b>に努める。</li> <li>② 子育て支援団体等の立ち上げや、その活動をサポートするなど、地域で子育て支援に関わる人財の育成とネットワークづくりに努める。</li> <li>③ 家庭教育に関するコーディネーター等を活用し、各種関係機関等との連携・協働に努め、<b>家庭や保護者の実態に応じたきめ細かな支援・援助</b>ができるようにする。</li> </ol>

#### (5) 青少年の体験活動の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年への学習機会の提供については、どの市町村においても地域の特色を生かした取組に加え、青少年教育施設やオンラインシステムを活用した取組が増えている。</li> <li>多くの市町村では、少子化とスポーツ少年団・部活動との兼ね合いなどで、各事業の参加者が減少している。また、子ども会活動の停滞に苦慮しているため、行政と地域住民が各地区で対話集会を開催したり、子ども会育成会、PTA、地区協議会等が協力して事業を実施したりするなど、活性化を図るための活動が行われている。</li> <li>子ども会の元会員や高校生、大学生をボランティアとしてイベントに活用するなど、青少年の社会参加を促進しようとする取組を進めている。</li> </ul>
----	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等との協働により、学習内容を一層工夫・改善し、青少年の体験活動等の学習機会を充実させる必要がある。</li> </ul>
留意事項	<p>① 学校・家庭・地域との連携や異年齢集団との交流に配慮し、<b>青少年の豊かな人間性や社会性、自律性等を育む</b>ことができるよう、自然体験活動や社会体験活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術文化活動等の<b>多様な体験活動の充実</b>を図る。</p> <p>② 地域全体で子どもを育むという認識をもち、地域の人財、社会教育関連施設、地域の自然・歴史・文化・福祉・商工業施設、企業等の活用を図る。</p> <p>③ 青少年が主体性をもち積極的に活動できるよう配慮し、将来にわたって地域活動等に参画する意欲を高められるよう、中・長期的な見通しをもって取り組む。</p>

## 2 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

### (1) 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村では、放課後子ども総合プランや家庭教育支援等のコーディネーターが計画的に養成され、様々な場面で活用されている。</li> <li>・ 地域活動の実践者やコーディネーターが、研修会等へ積極的に参加し、資質・能力の向上に努めている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、学習会や実践活動等が中止・延期となる場面があるため、感染状況を見極め、意図的・計画的に実践者やコーディネーターの発掘・養成及び連携を図る必要がある。</li> </ul>
留意事項	<p>① 県が主催する<b>学習会や研修会等への参加を一層奨励</b>し、実践者やコーディネーターの養成及び資質・能力の向上を図る。</p> <p>② 実践者やコーディネーターが、自身の活動の場を広げ、実践内容を多くの世代に伝達できるよう、<b>活動への継続的な支援</b>に努める。</p>

### (2) 次代の地域を担う若者の育成

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村では、多様な体験活動ができるよう、プログラムを工夫して子どもを育成している。また、異年齢交流や、世代間交流を取り入れた活動が多く行われている。</li> <li>・ 次代のリーダーづくり及び地域づくりを目的に、若者自らの提案を具現化する機会を提供し、地域の活性化につなげる事業に取り組んでいる市町村がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもから大人へとつながりのある活動ができるよう、計画的・継続的なプログラムづくりをする必要がある。</li> </ul>
留意事項	<p>① 活動する場を提供し、地域への愛着と誇りをもち、地域の魅力をSNS等を活用し、情報発信できるように努める。</p> <p>② 世代間交流を通して、<b>地域の一員としての役割を意識しながら活動に参画させ</b>、地域コミュニティの活性化に努める。</p>

### (3) 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育行政担当者と指定管理者職員、指定管理者同士の交流を推進し、ネットワークづくりをしている市町村がある。</li> <li>指導者や実践者、コーディネーター等が交流を深めたり、情報を共有したりできるよう、研修会や協議会等を実施している市町村がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流の場や互いに活動できる機会の提供及び支援に取り組むことにより、地域活動に関わる人財の市町村を越えたネットワークづくりを図る必要がある。</li> </ul>
留意事項	<p>① 指導者や実践者及びコーディネーターが、<b>行政や大学、企業、NPO等とつながることができるよう支援</b>する。</p> <p>② 指導者や実践者及びコーディネーターが、交流を深めたり情報を共有したりできるよう、<b>学習する機会や活動できる機会の提供</b>に努める。</p>

### (4) 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての市町村で、健康や今日的課題をテーマとした学習会や研修会が行われている。</li> <li>婦人会等各種団体と連携しながら女性教育に取り組んでいる市町村がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の多様なニーズに応じ、学び直しに向けた学習会や研修会に参加できる機会を確保する必要がある。</li> </ul>
留意事項	<p>① 全ての住民が、豊かな人生を送ることができるよう、<b>生涯を通じた生きがいづくりの視点に立った学習機会の提供</b>に努める。</p> <p>② 学び直しの機会としてキャリアアップにつながるよう、大学や官公庁、企業、NPO等の関係機関の下で開催される<b>学習プログラムを積極的に広報</b>する。</p>

## 3 生涯を通じた学びと社会参加の推進

### (1) 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者を対象とした学習活動は、健康や福祉、教養、レクリエーション、芸術文化等多様な分野で提供され、生きがいづくりや仲間づくりにつながるよう工夫されている。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止・延期になる場合が多くなった。そのため、自宅に引きこもり、孤立化、孤独化する高齢者も少なくなかった。</li> <li>生涯の各時期に応じた課題や生活に密着した課題を考慮した学習機会を提供し、主体的、継続的な活動につなげている市町村がある。</li> <li>障害者を対象とした学びの機会づくりを行っている事例がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍における高齢者の健康づくり、居場所づくりを構築する必要がある。また、障害者等のニーズに応じた学びの機会をつくる必要がある。</li> </ul>

留意事項	<p>① 高齢者や障害者を始めとする全ての住民が、<b>孤立せず</b>、生きがいをもち、<b>地域とつながることができるような体制づくり</b>に取り組む。</p> <p>② 地域課題等に対する地域住民の意識啓発を図るとともに、学習形態や学習方法を工夫するなど、地域住民の学習意欲を高めるよう学習プログラムの開発に取り組む。</p> <p>③ 首長部局等と連携し、障害者等に対する理解を深める学びの機会づくりを行うとともに、<b>高齢者の見守り体制や居場所づくり</b>に努める。</p>

## (2) 学習成果を生かした社会参加活動の支援

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村が開催する文化祭では、学習グループ・サークルが学習成果を発表できる場や相互交流ができる場を設定している。</li> <li>公民館講座の受講者が公民館事業で体験コーナーを運営したり、作品展示や発表を行ったりしている。また、地域住民向けの講座を開催している事例もある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が学習成果を生かして社会参加できるよう、学習者を講師等として積極的に活用するなどの支援を一層充実させる必要がある。</li> </ul>
留意事項	<p>① <b>ボランティア活動等の情報を提供</b>し、地域住民が学習成果を生かした社会参加活動に取り組むことができるよう支援する。</p> <p>② 学習活動を通じて豊富な知識や経験、技能を身に付けた人財を発掘し、地域活動の指導者や講座の講師として活用する。</p> <p>③ 公民館講座受講者等に対し新たな学習グループ・サークルの結成を促し、学習成果を生かせるよう、発表する場を提供する。</p>

## 4 社会教育推進のための基盤整備

### (1) 社会教育推進体制の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進体制の基盤となる社会教育推進計画や生涯学習推進計画等を策定し、生涯学習推進本部を設置している市町村がある。推進本部が未設置の市町村においては、他の協議会や庁内の課長会議等に推進本部の機能をもたせ、事業等の連絡・調整や共通理解を図っている。</li> <li>各市町村では、それぞれの社会教育行政の方針と重点に基づき、社会教育推進体制の充実とともに、事業評価を行うなど見直しや改善を図っている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>中・長期的なビジョンをもった社会教育推進計画等を策定し、評価を適切に行い、社会教育の推進に資する基盤整備を充実させる必要がある。</li> </ul>
留意事項	<p>① 地域住民の多様な学習ニーズや今日的課題、地域課題等の社会の要請を的確に捉え、社会教育推進計画等を策定・実施する。</p> <p>② <b>E B P MやP D C Aに基づいた事業評価</b>を確実に行い、社会教育推進計画等を改善する。なお、評価に当たっては、社会教育委員の会議や第三者委員会などの外部の視点を取り入れ、客観性・透明性を確保する。</p>

## (2) 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット環境が整備され、全ての市町村でオンライン会議が可能である。</li> <li>高齢者等にとって利用しやすい環境整備を進めたり、指定管理者制度を導入するなど効率的、弹力的な運営を図ったりして施設の活性化に努めている事例がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情と地域住民の視点に立った評価を踏まえ、社会教育施設の環境整備や運営の改善を図る必要がある。</li> </ul>
留意事項	<p>① 地域住民の意向を施設運営に反映させ、利用日や利用時間の弾力化等により利便性を高める。</p> <p>② 他市町村や近隣における施設とのネットワークの構築を図り、<b>各施設の特色を生かした事業や人財の情報を提供</b>する。</p> <p>③ 公民館等においては、様々な学習機会の提供や学習相談のほかに、地域の交流や絆づくりなど、地域づくりの拠点施設としての機能を一層向上させる。</p>

## (3) 社会教育関係職員の養成と資質の向上

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村では、社会教育関係職員の研修機会を充実させ、資質・能力の向上を図るために、市町村及び県が主催する研修会等への参加を促している。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育主事等の関係職員の計画的な養成と資質・能力の向上や、首長部局を含む社会教育関係職員同士のネットワークづくりを進める必要がある。</li> </ul>
留意事項	<p>① 社会教育主事（社会教育士）を計画的に養成するとともに、社会教育関係職員が<b>各種研修等へ参加しやすい環境づくり</b>に努める。</p> <p>② 幅広い情報を得て、事業の企画や評価に生かすことができるよう、首長部局を含む<b>社会教育関係職員同士のネットワークづくり</b>に取り組む。</p> <p>③ 住民の学習活動拠点である公民館等の機能充実のため、インターネット環境を整備し、また職員の企画・コーディネート機能の向上を図る。</p>

## (4) 社会教育関係団体等の活動の支援

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館や公民館等を拠点として活動している学習グループ・サークル等がある。また、各市町村では、講座修了者の活用に努めており、活動発表や講習会開催などの活発な自主運営を促している。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育関係団体や学習グループ・サークル等の一層の活性化を図るとともに、自立して継続した活動ができるよう支援する必要がある。</li> </ul>
留意事項	<p>① 社会教育関係団体や学習グループ・サークル等に関する情報の収集・整理と提供を進め、ネットワークづくりを支援する。</p> <p>② 学習や活動の成果が発揮され<b>相互交流ができるよう、発表会や地域行事への参加</b>を促す。</p> <p>③ 社会教育関係団体の指導者等が研修会へ参加できるよう、計画的に支援する。</p>

## 5 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用

### (1) 文化財の保護・保存と公開・活用

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>中南管内には、国指定文化財として106件（重要文化財31件、民俗文化財1件、登録有形文化財59件等）、県指定文化財として85件（県重宝51件、県民俗文化財15件等）、市町村指定文化財等として294件の文化財がある。</li><li>各市町村では、地域の歴史・文化を伝えるかけがえのない文化財の保護・保存を進めている。また、管内4市町村にある博物館等の施設においては、展示や整備の工夫に努め、魅力ある企画展を開催し、利用の促進を図っている。</li><li>各市町村では、学校等の求めに応じ、学習資料の提供や講師の派遣など、その活用に努めている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>地域共有の財産である文化財の保存と、文化財保護思想の普及・啓発に努めるとともに、積極的な公開・活用を更に推進する必要がある。</li></ul>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>① 文化財の公開・活用や文化財講座の開催等の機会を通じて、文化財保護思想の普及・啓発に取り組む。</li><li>② 文化財や関連施設をネットワーク化し、広域的活用を進める。</li><li>③ 小・中学校と連携して、世界文化遺産に登録された<b>「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含めた地元の史跡、遺跡等を活用した教育活動や講演会を推進</b>し、文化財に親しむ機会の充実を図る。</li></ol>

### (2) 伝統芸能・技術の継承

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>学校と地域が連携し、特別活動や総合的な学習の時間等も活用しながら、伝統芸能・技術の継承に努めている。</li><li>後継者不足と指導者の高齢化に悩みながらも、地域が一体となって後継者の育成に取り組んでいる事例がある。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>伝統芸能・技術の継承・発展のために、学校や地域での発表の機会や体験活動等の事業を充実させ、後継者の育成を支援する必要がある。</li></ul>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>① <b>学校との連携</b>を図りながら、<b>次代を担う子どもたちへ伝統芸能・技術を継承</b>する。</li><li>② 地域住民が伝統芸能・技術に親しむ機会として地域で発表する場などを拡充し、その意義や素晴らしさについて啓発するとともに後継者の育成を支援する。</li><li>③ 伝統芸能・技術を映像や音声で保存し、次世代へ伝承する活動を支援する。</li></ol>

## 6 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進

### (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村では、地域住民の生涯にわたるスポーツ活動を推進するため、多くのスポーツ教室、講習会、スポーツイベント及びスポーツ大会を開催している。</li><li>「青森県民スポーツ・レクリエーション祭」や市町村独自のスポーツ・レクリエーション祭等への参加を通して、地域住民の意欲が高まっている。</li><li>管内の総合型地域スポーツクラブは、6市町村に7クラブが設立されている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者の健康づくりの場の確保や子どものスポーツ環境の充実のため、地域住民が気軽にスポーツへ親しむことができる環境づくりに取り組み、スポーツ活動を一層推進する必要がある。</li></ul>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>① 日常的にスポーツへ親しむことができるよう、地域住民への啓発を図るとともに、<b>世代に応じたスポーツに関する情報や活動機会を提供</b>する。</li><li>② スポーツ振興計画を策定し、<b>隣接市町村及び関係機関等との連携</b>を図りながら、地域におけるスポーツ活動を推進する。</li><li>③ 地域の多様なニーズを把握し、地域住民の参画を得ながら、スポーツクラブ等の育成と支援に取り組む。</li></ol>

### (2) 地域のスポーツ環境の整備・充実及びスポーツによる地域の活性化

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>地域住民のスポーツ活動の利便性向上のため、体育施設の整備や学校体育施設（廃校施設を含む）の開放を進めている。</li><li>令和3年度の中南管内におけるスポーツ推進委員は121名（男81名、女40名、昨年度比4名減）で、長年継続して務めている委員が多く、体育的行事の運営や学校・地域住民対象の教室や講座への協力等、スポーツ活動の普及に積極的に取り組んでいる。</li><li>各市町村では、スポーツ推進委員やスポーツ指導者等を種々の研修会等へ参加できるよう支援するとともに、スポーツイベント等で講師や運営者として活用するなど、活動の場の提供に努めている。</li><li>地域活性化のためにスポーツイベントを活用している市町村がある。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>地域住民が、目的に応じて主体的、継続的にスポーツへ親しむために、スポーツ指導者やスポーツボランティアの確保と活用に一層取り組む必要がある。</li></ul>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>① 既存の体育施設の利便性向上や学校体育施設の開放を一層進め、身近なスポーツ環境の整備に取り組む。</li><li>② 地域住民の多様なニーズに対応できるよう、<b>スポーツ指導者等の発掘・育成</b>に努め、積極的な活用を図る。</li><li>③ スポーツイベントの開催、大会や合宿の誘致等、地域のスポーツに関する資源を生かした地域活性化に向けた取組を推進する。</li></ol>

## 第4章 総務課関係

### I 令和4年度学級編制基準

#### 1 学級編制基準

公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の基準は、次のとおりとする。

学校種別 学級編制の区分	小学校	中学校
単式学級	第1～3学年 35 第4学年以上 40	40
2個学年 複式学級 (※1)	第1学年の児童 を含む場合 8(4)	8(4)
	第1学年の児童 を含まない場合 16(8)	
特別支援学級 (※2)	8	8

※1 「2個学年複式学級」とは、引き続く2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、( )内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※2 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

(1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

(2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

#### 2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校全学年及び中学校1年生は、上記1の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができます。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

## II 令和4年度小・中学校教職員配置基準

公立小学校及び中学校の教職員配置基準は、次のとおりとする。

ただし、令和4年度学級編制基準の弾力的な学級編制（33人学級編制を含む。）によらない学級数とする。

### 小学校

#### 1 校 長

1校に1人とする。

#### 2 教 員（教頭・教諭）

(1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	13	14	15	16	18	19	20	21	22	23
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34

(2) 特別支援学級(各障害種別)において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。

(3) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

#### 3 養護教諭

(1) 4学級以上の学校に1人とする。

(2) 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてべき地に重点において配置するものとする。

(3) 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。

(4) (3)以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

## 4 事務職員

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、次のとおりとする。
  - ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。
  - イ 小中併置校の場合、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。
- (3) 27学級以上の学校に1人増配置する。
- (4) 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- (5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

## 5 栄養教諭・学校栄養職員

- (1) 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。
  - ア 児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に1人とする。
  - イ 児童及び生徒の数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に2人とする。
  - ウ 児童及び生徒の数が6,001人以上の共同調理場に3人とする。
- (2) 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
  - ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。
  - イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。  
ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。
  - ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。
  - エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。
  - オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。
- (3) 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。
- (4) 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記(1)～(3)の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

## 中学校

### 1 校 長

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

### 2 教 員 (教頭・教諭)

(1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	18	19	20	22	24	25	27	29	30	32
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47

- (2) 特別支援学級(各障害種別)において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- (3) 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。
- (4) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

### 3 養護教諭

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてべき地に重点において配置するものとする。
- (3) 生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。
- (4) (3)以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。
- (5) 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。  
ただし、(1)または、(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

### 4 事務職員

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。
- (3) 21学級以上の学校に1人増配置する。
- (4) 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- (5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。
- (6) 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、(1)または(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

### 5 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

### Ⅲ 休暇等に係る提出書類一覧

項目			区分			条件			提出書類			根拠規定期	
						職員(⇒校長)			校長(⇒地教委)			地教委(⇒教育事務所)	
1 特別休暇(産前・産後)	産前休暇	8週間(多胎14週間)	(証明書等)	休暇報告書					病気休暇等報告書			勤規12、18④ 取規7	
	産後休暇	8週間	"	"					"			勤規12、18⑤ 取規7	
2 育児休業等	請求(育児短時間)	子が3歳になるまで	育児休業承認請求書 証明書	育児休業等具申書					育児休業等内申書			育法2、育規2 育休通知	
	請求(育児短時間)	子が小学校就学の始期に達するまで	育児短時間勤務承認請求書 証明書	"					"			育法10、育規5 育休通知	
	請求(部分休業)	子が小学校就学の始期に達するまで	部分休業承認請求書 証明書						部分休業承認後:承認請求書、証明書の写し (校長⇒教育事務所)			育法19、育規8 育休通知	
期間延長(育児休業)	原則として1回		育児休業承認請求書 証明書	育児休業等具申書					育児休業等内申書			育法3、育規3 育休通知	
期間延長(育児短時間)			育児短時間勤務承認請求書 証明書	"					"			育法11、育規6 育休通知	
失効・取消	子が死亡した 消職員の子でなくなった等 子を養育しなくなった等	養育状況変更届	"	"					"			育法5、育規5 育規4、育休通知	
願い	出180日以内	結核性疾患精密検査証明書	病気休暇について(副申)						休暇報告書			勤規11、取規3① 技基6④	
休暇	期間延長		"	"					"			取規6①	
3 病気休暇	経過報告書 (7日前までに提出)	承認権者の定めにより提出	結核性疾患経過報告書 (副申については省略可)									取規4①	
	願い	出180日以内	(診断書等)	職員の出勤報告書					職員の出勤報告書			取規5①	
精神疾患	期間延長		"	"					休暇報告書			勤規11、取規7 技基6④、7①	
精神疾患	経過報告書 (7日前までに提出)	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出	経過報告書 (副申については省略可)	職員の出勤報告書					職員の出勤報告書			取規6①	
精神疾患	願い	出180日以内	(診断書等)	病状報告書 精神疾患精密検査証明書					休暇報告書			取規4①	
その他傷病	休暇	90日以内(高血圧等は180日以内)	(副申)	職員の出勤報告書 精神疾患経過観察報告書					職員の出勤報告書			取規5①、技基7②	
	休暇	休暇	"	"					休暇報告書			勤規11、取規7 技基6④	
	休暇	休暇	"	"					"			"	
	休暇	休暇	"	"					職員の出勤報告書			取規4①	
	休暇	休暇	"	"					職員の出勤報告書			取規5①	

項目		区分	条件	職員(⇒校長)	校長(⇒地教委)	提出書類	地教委(⇒教育事務所)	根拠規定
4 介護休暇	請求	2週間以上6ヶ月以内	証明書等	休暇報告書 介護休暇の写し	休暇報告書	休暇報告書	勤規14, 19 取規7	勤規14, 19 取規7
5 休職	願い 延長・変更	3年以内	休職願 結核性疾患: 結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患: 精神性疾患精密検査証明書 その他: 精密検査証明書	職員の休職について(副申) 精神性疾患: 精神性疾患観察報告書も添付	"	"	"	"
	期間延長願		休職期間延長願 結核性疾患: 結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患: 精神性疾患精密検査証明書 その他: 精密検査証明書	職員の休職期間の延長について(副申) 精神性疾患: 精神性疾患観察報告書も添付	職員の休職期間の延長について(内申)	職員の休職期間の延長について(内申)	分条3, 取規3②	取規6②
6 配偶者同行休業	経過報告告白	90日ごと	経過報告書 (結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書)	経過報告書 (結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書)	経過報告書 (結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書)	経過報告書 (結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書)	取規4②	取規4②
	復職	県教育長に3日前までに提出	病状報告書 結核性疾患: 結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患: 精神性疾患精密検査証明書 その他: 精密検査証明書	職員の復職について(副申) 精神性疾患: 精神性疾患経過観察報告書	職員の復職について(内申)	職員の復職について(内申)	取規5②, 技基7②	取規5②, 技基7②
	願い	3年以内	配偶者同行休業承認申請書	配偶者同行休業承認申請書	配偶者同行休業承認申請書	配偶者同行休業承認申請書	配偶者同行休業承認申請書	配偶者同行休業承認申請書
	失効・取消	配偶者が死亡した 配偶者が不在になった等	配偶者外国滞在事由等状況変更届	"	"	"	"	"

- ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ..... 労規
  - ・職員の勤務時間、休日及び休暇 (人事委員会規則13-8) ..... 労規
  - ・学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則 ..... 取規
  - ・地方公務員の育児休業等に関する法律 ..... 育法
  - ・職員の育児休業等に関する条例 ..... 育法
  - ・学校職員の育児休業等に関する規則 ..... 育規
  - ・職員の分限に関する手続き及び効果についての条例 ..... 分条
  - ・職員の配偶者同行休業に関する条例 ..... 配休規
  - ・学校職員の配偶者同行休業に関する規則 ..... 配休規
- ・学校職員の育児休業等について (平成4年3月30日付青教学第1-2-4号) ..... 育休通知
- ・学校職員の配偶者同行休業について (平成26年7月7日付青教員第2-28号) ..... 配休通知
- ・県費負担教職員のサービスの監督、勤務時間等に関する技術的な基準 ..... 技基

注1：市町村教育委員会により、提出書類に差異の生じることがある。  
注2：教育事務所への書類の提出に当たり、育児休業、休職、配偶者同行休業については、職員及び学校長から提出された書類の原本を添付すること。（地教委あての具申書、副申等は除く。）

# 第5章 諸報告・実施要項

## I 事故等発生時の報告（小・中学校）

児童生徒及び教職員の生命に関わる重大な事故、報道が予想される事故等が発生した場合、学校においては、市町村教育委員会に報告するとともに、速やかに教育事務所へも報告をお願いします。

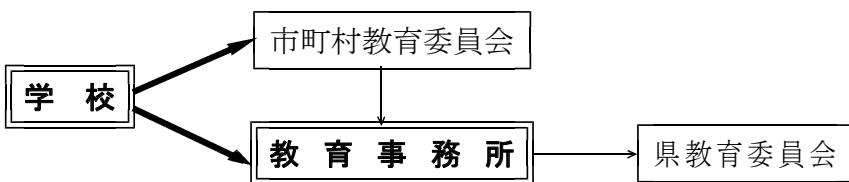
上記以外の場合でも、学校から報告を受けた市町村教育委員会においては、教育事務所に報告をお願いします。

### 1 報告の仕方と報告先

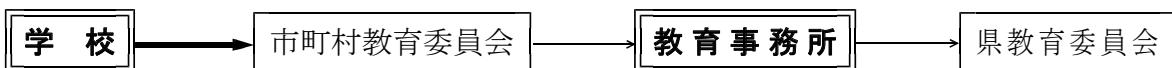
- (1) 児童生徒及び教職員の事故等<sup>\*</sup>が発生した場合や集団下校等の特別な措置が必要な場合（鳥獣類の目撃情報、不審者の目撃情報によるもの）

\* 事故等・・・交通事故、水難事故、食中毒・経口感染症等、生活に関わる事故、問題行動等（いじめの重大事態を含む）  
※県外での事故等についても報告する。

- ① 緊急の連絡を要する事故（生命に関わる重大な事故、報道が予想される事故、学校給食が原因と考えられる食中毒・経口感染症等）の場合は、速やかに電話で報告することとし、その後文書により報告する。



- ② 上記以外の事故等は文書により報告する。



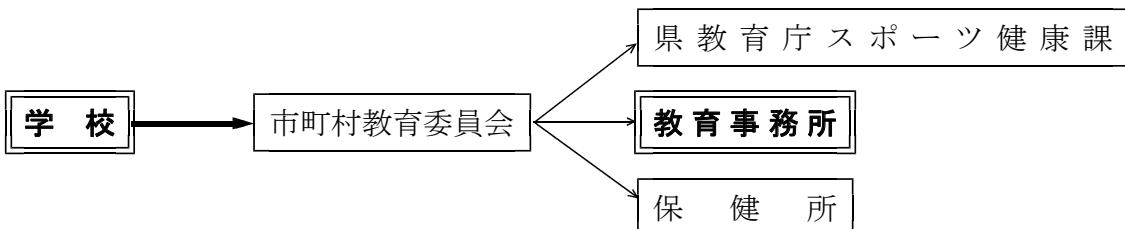
※食中毒・経口感染症等は「食中毒・経口感染症等の報告」【様式1】により電子メール又はFAXで報告する。

- (2) 集団かぜ（インフルエンザ様症状）

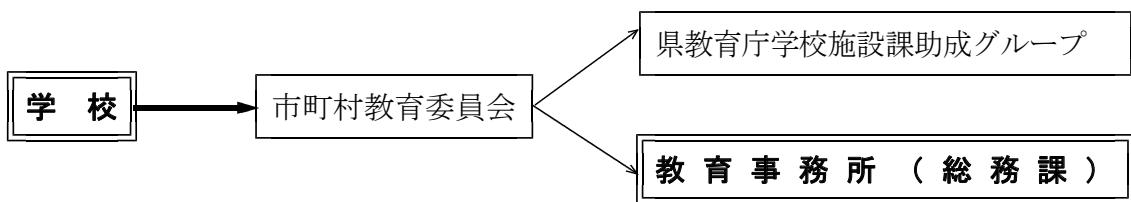
学校において、インフルエンザ又は疑いがある患者が集団的に発生し、臨時休業等の措置を取る場合

- ① 平成30年度末までに「学校等欠席者・感染症情報システム」導入済みの市町村の学校は、措置内容についてシステムに必要事項を入力し、PDFを作成後、電話で報告する。

- ② ①以外の市町村の学校は、「集団かぜ（インフルエンザ様症状）の発生及び措置状況」【様式2】により、FAXで報告する。



- (3) 施設・設備の場合（不法侵入、盗難、器物破損等の被害関係を含む）  
 学校から市町村教育委員会へ連絡する。（市町村教育委員会から教育事務所に連絡するとともに、県教育庁学校施設課助成グループにも、速やかに電話で報告する。）



## 2 事務所への連絡先

- (1) 児童生徒の場合  
 ① 交通事故、水難事故、食中毒・経口感染症等、生活に関わる事故、集団かぜ

電話	担当者
32-1137（直通） 又は 32-1131	体育・健康・安全教育担当 又は 教育課長

- ② 問題行動等（いじめの重大事態を含む）

電話	担当者
32-1137（直通） 又は 32-1131	生徒指導担当 又は 教育課長

- (2) 教職員の場合

電話	担当者
32-4451（直通） 又は 32-1131	学務担当 又は 次長

- (3) 施設・設備の場合

電話	担当者
32-4451（直通） 又は 32-1131	総務課長 又は 総務課職員

## 3 報告内容

- (1) 交通事故、水難事故、生活に関わる事故

- ① 報告内容（第1報ができるだけ掌握する。）

- ア 報告者（所属、職、氏名）
- イ 発生日時（月日、時刻）
- ウ 発生場所（住所等具体的な場所）
- エ 当事者又は事故者（氏名、学年、組、性別、住所、電話番号）  
 ※交通事故の場合〈自損、加害、被害、同乗〉の報告
- オ 事故概要（事故原因、発生時の状況、事故直後の行動、搬送方法及び搬送先、事故現場図）
- カ 負傷の程度（医師からの説明等）

※上記の項目について、分かる範囲で速やかに電話で報告をお願いします。その後情報を収集して文書で報告してください。また、病状の変化及び事実関係に変更があった場合には、直ちに連絡をお願いします。

## ② 留意事項

- ア 児童生徒が動搖しないよう、十分配慮する。
- イ 事故者の家族へ誠意をもって接する。
- ウ 病状の変化、事実関係の変更等がある場合は直ちに連絡する。
- エ 児童生徒の集会等を開き、事故の再発防止に努める。

## (2) 食中毒・経口感染症等

### ① 報告内容（第1報でできるだけ掌握する。）

- ア 報告者（所属、職、氏名）
- イ 発生日時（月日、時刻）
- ウ 発生場所（住所等具体的な場所）
- エ 学校名、学年、人数
- オ 状況、現在の対応

※学校給食が原因と考えられる場合は、上記の項目について、分かる範囲で速やかに電話で報告をお願いします。その後、「食中毒・経口感染症等の報告」

【様式1】を電子メール又はFAXで市町村教育委員会へ提出してください。

その際、2週間前までの献立表、作業工程表、作業動線図等についての資料を添付する。また、有症者が0になるまで、毎日、【様式1】により市町村教育委員会へ報告をお願いします。

## ② 留意事項

- ア 発生が疑われる状況が生じた場合、速やかに関係機関と連絡を取る。
- イ かぜに似た症状の場合もあるので注意する。
- ウ 学校給食に関わる食中毒が考えられる場合、この他にも発生している場合があるので、関係ある学校に連絡し、このような事態が発生していないか確認する。発生している場合は、速やかに救済に努める。
- エ 学校給食が原因と考えられる場合、保健所等が検査に入ることがあるので、給食施設等の現状維持に努める。

## 4 その他

児童生徒の事故については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第49号」の削除及び「青森県公立小・中学校の管理運営の基準に関する規則」の廃止(H12.3.31青教学1381号)に伴い、各市町村教育委員会から、青森県教育委員会への事故報告義務はなくなったが、県教育委員会としては、県全体の実情を把握し、諸施策を講ずる必要があるため、従前と同様に事故に係る参考資料を教育事務所を通して、県教育委員会に提供していただくようお願いしている。(H12.6.26青教指第473号)

## 【様式 1】

## 食中毒・経口感染症等の報告（市町村立）

報告者 (教育事務所)	発信日時	令和 年 月 日 時 分 (第 報)					
	発信者	教育事務所(職・氏名)					
	緊急連絡先	(TEL) (FAX)					
報告者 (市町村教育委員会)	発信日時	令和 年 月 日 時 分 (第 報)					
	発信者	教育委員会(職・氏名)					
	緊急連絡先	(TEL) (FAX)					
報告者 (学校)	発信日時	令和 年 月 日 時 分 (第 報)					
	発信者	立 学校(職・氏名)					
	緊急連絡先	(TEL) (FAX)					
学校名	立 学校 校長名						
発生日時	令和 年 月 日 ( )						
児童生徒の罹患・通院の状況	児童生徒の罹患状況 ( 月 日 現在)					※該当箇所に○ 腹痛・下痢 吐き気・おう吐 発熱・発疹 その他の症状 [ ] 発生の状況	
	欠席者	出席者	患者	延べ	症状はある が通院して いない		
	学年	在籍	入院	通院	合計		患者数
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
6							
計							
措置状況	学校医の指示事項						
	学校がとった措置						
	市町村教育委員会がとった措置						
	保健所の指示						
その他参考となる事項							

※学校給食が原因と考えられる場合は、至急、その旨を連絡すること。

## 【様式 2】

## 集団かぜ（インフルエンザ様症状）の発生及び措置状況

※【新規報告・再報告・再々報告】

学校名	立 学校		校長名	電話		
届出年月日	年 月 日 ( )		担当者名	FAX		
※ 措置状況	全校(園) 学年 学級					
※ 措置内容 対象及び 期日	A 臨時休業	B 登校練下時)	C 授業打切時)	D 短縮授業時)	E その他	
	学校閉鎖 月 日～月 日	全校 月 日～月 日	全校 月 日～月 日	全校 月 日～月 日		
	学年閉鎖 月 日～月 日	学年 月 日～月 日	学年 月 日～月 日	学年 月 日～月 日		
	学級閉鎖 月 日～月 日	学級 月 日～月 日	学級 月 日～月 日	学級 月 日～月 日		
措置対象集団の罹患状況 (措置対象の学年、学級が複数の場合は合計数を記入)			B 罹患者数内訳 (内訳が学年の場合、組を斜線で消し記入)			
A 在籍者数	名	%	学年組	在籍数	罹患者数 欠席者数 遅刻・早退	
B 罹患者数(欠席・遅刻・早退を含む)	名	(B/A × 100)	年組			
C 欠席者数	名	%	年組			
D 遅刻・早退者数	名	(C/A × 100)	年組			
B 罹患者数 の診断別 内訳	簡易検査A (+, ±)	名	年組			
	簡易検査B (+, ±)	名	年組			
	その他	名	年組			
その他の参考事項	※ 主な症状等 38度以上の発熱、咳、鼻汁、全身倦怠感、頭痛、咽頭痛			年組		
				計		
※ 学校医の指導	受けた	受けていない				
※ 保健所への連絡	連絡した	連絡していない	(教育委員会が記入する)			

※該当事項を○で囲み、必要事項を記入する。

## II 災害発生時の報告（市町村教育委員会）

市町村教育委員会においては、火災、地震、台風、弾道ミサイル等による被害が発生した場合は、児童生徒の安全対策や施設の安全確保等に万全を期するよう、気象情報等や市町村が発表する避難情報並びにJアラートが本県を対象として起動した情報に留意しながら、適時適切な対応をお願いします。

また、学校所在市町村以外で実施する教育活動中に被害等が発生した場合も児童生徒の安否確認等の対応をお願いします。

なお、被害関係(臨時休業等の措置を含む。)の情報を収集し次第、速やかに教育事務所へ第1報をお願いします。

### 1 第1報について

#### (1) 被害が発生した場合、臨時休業等の措置をとった場合

市町村教育委員会は、小・中学校で火災、地震、台風等による被害が発生した場合やこれらにより臨時休業、時間短縮（午前授業、〇時から出校などの状況）の措置をとった場合、教育事務所に第1報として状況の報告をお願いします。

#### (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合

市町村教育委員会は、管轄する地区において震度5弱以上の地震が発生した場合、被害の有無にかかわらず教育事務所に第1報として状況の報告をお願いします。報告は可能な限り発生後、概ね1時間以内にお願いします。

#### (3) 学校所在市町村以外や県外において災害が発生した場合

学校所在市町村以外で実施する修学旅行、宿泊学習、遠足、部活動、生徒会活動等の全ての教育活動中に被害等が発生した場合は児童生徒の安否確認、被害の報告をお願いします。

### 2 報告先

総務課長へ報告する。不在の場合は総務課員(学務担当)へ報告する。

電話 32-4451(直通)又は32-1131(内317、221、255)

中南教育事務所アドレス E-CHUNAN@pref.aomori.lg.jp

担当 総務課長又は総務課員(学務担当)

### 3 報告内容(第1報)

第1報の報告等は、教育活動中の被害報告の迅速化、効率化を図るため「報告様式のエクセルファイル」を活用の上、中南教育事務所へ電子メールで報告をお願いします。

「報告様式のエクセルファイル」は、平成28年8月10日に市町村教育委員会へ送付済の「被害報告様式 小中学校【市町村教育委員会名】(H280805様式).xlsx」です。

シートが3つ(「依頼文」、「様式(市町村)」、「記載例(市町村)」)ありますので、注意事項、記載例を参考に「様式(市町村)」の記入をお願いします。

「様式(市町村)」のシートの内容は下記のとおりです。

- 1 施設等被害報告 、 2 人的被害報告 、 3 休校・短縮授業の措置報告 、
- 4 教育活動（学校所在市町村以外で実施のもの）における被害報告

※4は、学校所在市町村以外で実施する修学旅行、宿泊学習、遠足等の学校行事や部活動等全ての教育活動が対象です。学校所在市町村内で実施する教育活動の被害については、「2 人的被害報告」で報告をお願いします。

## 記載例

### 令和〇年〇月〇日に発生した〇〇〇の被害報告【中南教育事務所への報告（H280805様式）】

（対象施設：学校施設・社会教育施設・社会体育施設・文化施設・文化財等）

教育委員会名	〇〇教育委員会〇〇課
担当職氏名	〇〇 〇〇〇〇
連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
報告時点	〇月〇日〇時〇分 時点

#### 1 施設等被害報告

対象：建物・工作物・土地・設備

No	所在地 (市町村名)	施設名	種 別	区分	被害状況	(被害(床)面積等)	概算被害額 (千円)	備 考
1	〇〇〇〇市	〇〇中学校倉庫	学校施設	全 壊	裏山が崩れ落ち土砂が流入して建物全体が倒壊。収納していた〇〇設備も破損。	50m <sup>2</sup>	12,000	被害額は設備分含む
2	〇〇〇町	〇〇小学校校舎	学校施設	一部破損	外壁に多数のひび割れ。玄関前軒天井の剥離。	外壁10m <sup>2</sup> 軒天井3m <sup>2</sup>	調査中	
3	〇〇〇市	〇〇中学校防球ネット	学校施設	一	防球ネット及び支柱の一部倒壊。	倒壊部分幅4m程度	100	
4								
5								

※「区分」欄は建物の場合のみ「全壊（全焼・全流出）」「半壊（半焼・半流出）」「一部破損」「床上浸水」「床下浸水」の中から選択して入力してください。

※「種別」欄は「学校施設」「社会教育施設」「社会体育施設」「文化施設」「文化財」「その他」の中から選択して入力してください。

※概算被害額が不明な場合は「調査中」としてください。

#### 2 人的被害報告

No	所在地 (市町村名)	施設名	種 別	児童・生徒（人）			職員等（人）			一般利用者（人）			備 考
				死亡	行方不明	重傷	軽傷	待機者等	死亡	行方不明	重傷	軽傷	
1	〇〇〇市	〇〇中学校	学校施設		3	8			1	1			
2													
3													
4													

※施設の管理上において生じた人的被害を入力してください。

※「待機者等」欄は交通手段の遮断、津波による被害等により施設（避難所や帰宅困難者受入施設は除く）に取り残されている人数を入力してください。

※学校施設以外の施設における「幼児・児童・生徒」の人的被害は「児童・生徒」欄に入力せず「一般利用者」欄に入力してください。

### 3 休校・短縮授業の措置報告

No	所在地 (市町村名)	学校名	種別	措置	措置対象の日	内 容
1	○○市	○○小学校	学校施設	休校	○月○～○日	交通手段が遮断されているため休校。
2	○○市	○○中学校	学校施設	短縮授業	○月○日	全学年を午前授業で切り上げ。
3	○○町	○○中学校	学校施設	短縮授業	○月○日	全学年の登校時間を1時間繰り下げる。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

\*「措置」欄は「休校」「短縮授業」の中から選択して入力してください。

### 4 教育活動（学校所在市町村以外で実施のもの）における被害報告

No	学校所在地 (市町村名)	学校名	行事内容	災害発生時の 児童生徒等所在地	参加者数（人）		措置状況
					児童 生徒	引率者等	
1	○○市	○○中学校	修学旅行	○○県○○市	200	10	生徒1名重傷
2	○○市	○○中学校	○○部の全国大会参加	○○県○○市	10	2	周辺の交通手段遮断
3	○○町	○○小学校	遠足	○○町	60	3	児童2名軽傷
4	○○村	○○小学校	宿泊学習	○○市	30	3	児童4名軽傷
5							
6							
7							

\*学校所在市町村以外で実施する修学旅行、宿泊学習、遠足等の学校行事や部活動等全ての教育活動を対象としてください。

\*学校所在市町村内で実施する教育活動の被害については、「2人的被害」で報告してください。

【留意事項】欄が不足する場合は適宜追加すること。

### III 指導主事による学校訪問実施要項

#### 1 目的

令和4年度の「学校教育指導の方針と重点」に基づいて、学校運営における教育活動推進の諸問題について指導・助言し、学校教育の水準向上に資する。

#### 2 実施方法

##### (1) 西目屋村、藤崎町、大鷲町、田舎館村への学校訪問

###### ① 計画訪問

項目	内容																				
目的	<ul style="list-style-type: none"><li>① 学校運営、教育課程の管理等に関わる現状把握と課題解決について指導・助言する。</li><li>② 学習指導、生徒指導、健康教育等に関わる諸問題を把握し、指導・助言する。</li><li>③ 「学校教育指導の方針と重点」に基づく教育施策を周知徹底する。</li></ul>																				
実施時期	<ul style="list-style-type: none"><li>① 5月から7月までを原則とする。</li><li>② 1校につき1回実施する。</li></ul>																				
日程・内容	当日の日程については、下記の内容を参考とし、各学校の実情に合わせて訪問の成果が上がるよう計画する。																				
学校運営 教育課程 の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>① 学校の教育課題とその解決の方策（成果・課題・改善策）</li><li>② 教育課程の管理</li><li>③ 校内研修の理論と実践</li><li>④ 学習環境の整備状況</li><li>⑤ 生徒指導の実際</li></ul>																				
授業参観	<ul style="list-style-type: none"><li>① 授業参観は一般授業だけでよい。</li><li>② 小学校においては国語、算数等一部の教科に偏りがないよう配慮し、外国語活動又は外国語科に加え、特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の中から1つ以上を含むものとする。</li><li>③ 中学校においては、特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動から1つ以上を含むものとする。</li><li>④ T・Tによる授業を実践している学校は、T・Tの授業を含む。</li><li>⑤ 複式学級のある学校は、複式の授業を含む。</li><li>⑥ 全ての授業を一巡した後、自由参観の時間を設けることを原則とする。</li></ul>																				
諸帳簿等 準備資料	<p>諸計画、諸帳簿等の閲覧の時間を設定する。 訪問当日には、次の計画書、帳簿等を準備する。</p> <table><tbody><tr><td>① 学校経営案（基本的な方針、目標等）</td><td>⑪ 指導要録</td></tr><tr><td>② 学年・学級経営案</td><td>⑫ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画</td></tr><tr><td>③ 各教科（年間指導計画）</td><td>⑬ 食に関する指導の全体計画</td></tr><tr><td>④ 道徳教育（全体計画、年間指導計画）</td><td>⑭ 学校保健計画</td></tr><tr><td>⑤ 外国語活動（小学校…年間指導計画）</td><td>⑮ 学校安全計画</td></tr><tr><td>⑥ 総合的な学習の時間（全体計画、年間指導計画）</td><td>⑯ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）</td></tr><tr><td>⑦ 特別活動（全体計画、年間指導計画）</td><td>⑰ 学校いじめ防止基本方針</td></tr><tr><td>⑧ 生徒指導（全体計画）</td><td>⑱ スタートカリキュラム</td></tr><tr><td>⑨ キャリア教育（全体計画、年間指導計画）</td><td colspan="2">(小学校において入学生がある場合)</td></tr><tr><td>⑩ 出席簿</td></tr></tbody></table>	① 学校経営案（基本的な方針、目標等）	⑪ 指導要録	② 学年・学級経営案	⑫ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画	③ 各教科（年間指導計画）	⑬ 食に関する指導の全体計画	④ 道徳教育（全体計画、年間指導計画）	⑭ 学校保健計画	⑤ 外国語活動（小学校…年間指導計画）	⑮ 学校安全計画	⑥ 総合的な学習の時間（全体計画、年間指導計画）	⑯ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）	⑦ 特別活動（全体計画、年間指導計画）	⑰ 学校いじめ防止基本方針	⑧ 生徒指導（全体計画）	⑱ スタートカリキュラム	⑨ キャリア教育（全体計画、年間指導計画）	(小学校において入学生がある場合)		⑩ 出席簿
① 学校経営案（基本的な方針、目標等）	⑪ 指導要録																				
② 学年・学級経営案	⑫ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画																				
③ 各教科（年間指導計画）	⑬ 食に関する指導の全体計画																				
④ 道徳教育（全体計画、年間指導計画）	⑭ 学校保健計画																				
⑤ 外国語活動（小学校…年間指導計画）	⑮ 学校安全計画																				
⑥ 総合的な学習の時間（全体計画、年間指導計画）	⑯ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）																				
⑦ 特別活動（全体計画、年間指導計画）	⑰ 学校いじめ防止基本方針																				
⑧ 生徒指導（全体計画）	⑱ スタートカリキュラム																				
⑨ キャリア教育（全体計画、年間指導計画）	(小学校において入学生がある場合)																				
⑩ 出席簿																					
全体会	<ul style="list-style-type: none"><li>① 学校の実情に応じて内容を計画する。</li><li>② 中南教育事務所「学校教育指導の方針と重点」などについて説明する時間を設定する。</li></ul>																				
備考	各学校長は、訪問日1週間前までに計画訪問実施計画書（文書様式2）に指導案等の資料を添付し、中南教育事務所長あて提出する。部数は訪問者数に事務所保存用1部を加えたものとする。																				

## ② 要請訪問

項目	内容
目的	自校の研修（研究）計画に基づく課題解決のために、校長・関係市町村教育委員会教育長の要請を受けて訪問し、指導・助言する。
実施時期	① 9月から2月までを原則とする。 ② 1校につき1回程度とする。
日程・内容	当日の日程の計画及び内容については、訪問の成果が上がるよう計画する。
指導案	集中授業の学習指導案は、次の諸点に留意して作成する。 ① 児童生徒の実態や、予想されるつまずきに対する指導の手立てが分かるようとする。 ② ねらいを明確にし、学習過程や評価について工夫する。 ③ 自校の研修計画との関連が分かるようとする。
備考	① 各学校長は、訪問日1週間前までに要請訪問実施計画書（文書様式3）に指導案等の資料を添付し、中南教育事務所長あて提出する。部数は訪問者数に事務所保存用1部を加えたものとする。 ② 学校と地域の協働に関わる教育活動については、社会教育担当者が要請に応じる。

## ③ 訪問日の調整と手続き

### ア 各学校長 → 各教育委員会教育長

項目	内容
提出文書	① 文書様式1 ② 希望する計画訪問日、要請訪問日を文書様式に従って作成（第3希望まで記入）する。
提出先	各教育委員会教育長あて提出する。
提出部数	2部
提出期限	4月14日（木）

### イ 各教育委員会教育長 → 中南教育事務所長

項目	内容
提出文書	① 文書様式1 ② 管下の学校の文書（文書様式1）を取りまとめる。
提出先	中南教育事務所長あて提出する。
提出部数	1部
提出期限	4月21日（木）

### ウ 中南教育事務所からの通知

項目	内容
通知文書	指導主事学校訪問一覧
通知先	各教育委員会教育長及び各学校長
通知予定	5月6日（金）
備考	各学校の訪問日を調整の上、訪問日を通知する。

## ④ 各小・中学校からの学校要覧の提出

項目	内容
目的	学校経営の概要を把握するため。
提出先	中南教育事務所長あて提出する。
提出期限	5月11日（水）
提出部数	① 所長訪問用 4部 ② 事務所保存用 1部 ③ 指導主事の学校訪問用 訪問者数分
留意事項	・ 期限までに準備できない場合は、準備できしだい速やかに提出する。 ・ 指導主事の学校訪問用は、訪問者を確認し、人数分提出する。

## (2) 弘前市、黒石市、平川市への学校訪問帯同

### ① 学校訪問帯同

中南教育事務所は三市教育委員会に帯同することとする。訪問の方法については、各市教育委員会より別途通知される。

### ② 各小・中学校からの学校要覧の提出

項目	内容
目的	学校経営の概要を把握するため。
提出先	中南教育事務所長あて提出する。
提出期限	5月11日（水）
提出部数	弘前市5部、黒石市7部、平川市7部 ① 所長訪問用 4部 ② 事務所保存用 1部 ③ 指導主事の学校訪問用 弘前市（※訪問時に合わせて1部）、黒石市2部、平川市2部
留意事項	期日までに準備できない場合は、準備できしだい速やかに提出する。

## (3) 学校支援訪問「中南未来塾」について

項目	内容
内容	学校の課題に応じた要請に対応する。
対象	学校（校内研修、学年部会、教科部会、個人）からの要請に応じる。
実施時期	担当指導主事等と日程調整の上、隨時対応する。
手続き	弘前市、黒石市、平川市 ① 学校から市教育委員会担当に電話等で連絡する。 ② 市教育委員会担当から、中南教育事務所主任指導主事に電話等で連絡する。 ③ 中南教育事務所が学校へ連絡をとり、日程調整する。 ④ 学校は文書様式4を中南教育事務所長あて提出する。 ⑤ 中南教育事務所は学校支援訪問「中南未来塾」の実施について、電話等で連絡するとともに文書様式4の写しを市教育委員会に送付する。（課長あて事務連絡）
留意事項等	西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村 ① 中南教育事務所主任指導主事に直接電話等で連絡する。 ② 学校と中南教育事務所間で日程調整する。 ③ 学校は文書様式4を中南教育事務所長あて提出する。  ※要請事項の内容や日程等を考慮し、中南教育事務所指導主事と市教育委員会指導主事が連携して訪問するか、中南教育事務所指導主事が単独で訪問するかについて、中南教育事務所教育課長と市教育委員会指導課長又は教育センター所長が協議・調整し、実施する。

## 3 その他

### (1) 小教研・中教研・各種公開研究、地教委・研究団体主催研修会等への指導主事の要請

項目	内容
提出文書	文書様式3に準ずる。
提出先	中南教育事務所長あて提出する。
留意事項	事前に電話等で主任指導主事に連絡し、要請期日等決まりしだい速やかに提出する。

### 文書様式 1 (A4)

○○○第 号 令和 年 月 日																																			
○○○市町村教育委員会教育長 殿 ○○市町村立○○小・中学校 校長 (公印省略) <b>指導主事の学校訪問について</b>  このことについて、下記のとおり希望します。																																			
記																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">学校の教育目標</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>本年度の努力目標</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>研究テーマ</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画訪問</td> <td>第1希望</td> <td>第2希望</td> <td>第3希望</td> <td>集中授業について (○で囲む)</td> </tr> <tr> <td>月 日( )</td> <td>月 日( )</td> <td>月 日( )</td> <td>有…教科・領域名 ( ) 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要請訪問</td> <td>第1希望</td> <td>第2希望</td> <td>第3希望</td> <td>集中授業について (○で囲む)</td> </tr> <tr> <td>月 日( )</td> <td>月 日( )</td> <td>月 日( )</td> <td>有…教科・領域名 ( ) 無</td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考</td> </tr> </table>	学校の教育目標				本年度の努力目標				研究テーマ				計画訪問	第1希望	第2希望	第3希望	集中授業について (○で囲む)	月 日( )	月 日( )	月 日( )	有…教科・領域名 ( ) 無	要請訪問	第1希望	第2希望	第3希望	集中授業について (○で囲む)	月 日( )	月 日( )	月 日( )	有…教科・領域名 ( ) 無	備考				
学校の教育目標																																			
本年度の努力目標																																			
研究テーマ																																			
計画訪問	第1希望	第2希望	第3希望	集中授業について (○で囲む)																															
	月 日( )	月 日( )	月 日( )	有…教科・領域名 ( ) 無																															
要請訪問	第1希望	第2希望	第3希望	集中授業について (○で囲む)																															
	月 日( )	月 日( )	月 日( )	有…教科・領域名 ( ) 無																															
備考																																			
※訪問希望日はある程度、期日に幅をもたせて第3希望まで記入願います。																																			

### 文書様式 2 (A4)

○○○第 号 令和 年 月 日								
中南教育事務所長 殿 ○○市町村立○○小・中学校 校長 (公印省略) <b>指導主事の計画訪問について</b>  このことについて、下記のとおり連絡します。								
記								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">訪問月日</td> <td style="width: 85%;">月 日(曜日)</td> </tr> <tr> <td>指導主事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日 程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	訪問月日	月 日(曜日)	指導主事名		日 程		備 考	
訪問月日	月 日(曜日)							
指導主事名								
日 程								
備 考								

### 文書様式 3 (A4)

○○○第 号 令和 年 月 日								
中南教育事務所長 殿 ○○市町村立○○小・中学校 (研究団体等) 校長 (代表者等) (公印省略) <b>指導主事の要請訪問について</b>  このことについて、下記のとおり連絡します。								
記								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">訪問月日</td> <td style="width: 85%;">月 日(曜日)</td> </tr> <tr> <td>指導主事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当日の研究テーマ又は要請事項</td> <td>           集中授業について (○で囲む)             有…教科・領域名 ( ) 無         </td> </tr> <tr> <td>日 程</td> <td></td> </tr> </table>	訪問月日	月 日(曜日)	指導主事名		当日の研究テーマ又は要請事項	集中授業について (○で囲む)  有…教科・領域名 ( ) 無	日 程	
訪問月日	月 日(曜日)							
指導主事名								
当日の研究テーマ又は要請事項	集中授業について (○で囲む)  有…教科・領域名 ( ) 無							
日 程								

### 文書様式 4 (A4)

○○○第 号 令和 年 月 日								
中南教育事務所長 殿 ○○市町村立○○小・中学校 校長 (公印省略) <b>指導主事等の学校支援訪問「中南未来塾」について</b>  このことについて、下記のとおり連絡します。								
記								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">訪問月日</td> <td style="width: 85%;">月 日(曜日)</td> </tr> <tr> <td>指導主事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要請事項等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日 程</td> <td></td> </tr> </table>	訪問月日	月 日(曜日)	指導主事名		要請事項等		日 程	
訪問月日	月 日(曜日)							
指導主事名								
要請事項等								
日 程								

# IV 社会教育の教育委員会訪問及び事業訪問実施要項

## 1 目的

- (1) 市町村における生涯学習・社会教育の現状や課題について把握し、市町村教育委員会と中南教育事務所の連携協力の下、当該市町村の生涯学習・社会教育の課題解決に資する。
- (2) 各市町村重点取組事業を取材し、広報紙やメール等で情報提供することによって、市町村教育委員会社会教育関係職員の情報の共有及びネットワークづくりを支援する。

## 2 内容

- (1) 教育委員会訪問
  - ① 教育委員会及び中南教育事務所の出席者紹介
  - ② 市町村教育委員会からの説明
    - ア 今年度実施した社会教育事業の成果と課題について
    - イ 質疑応答
  - ③ 中南教育事務所からの説明及び情報提供
  - ④ その他
- (2) 事業訪問
  - ① 各市町村教育委員会の重点取組事業の取材

## 3 訪問期間及び訪問時間

- (1) 教育委員会訪問
  - ① 訪問期間 10月～11月
  - ② 訪問時間 午前又は午後 1時間半～2時間程度  
※ 訪問日の具体的日時については、別紙〈様式1〉により訪問日の希望調査を行い、その後、各市町村教育委員会と日程調整をした上で決定する。
- (2) 事業訪問
  - ① 訪問期間 随時
  - ② 訪問時間 重点取組事業実施時間

## 4 訪問者及び市町村教育委員会出席者

- (1) 教育委員会訪問
  - ① 訪問者 教育課長、主任社会教育主事、社会教育主事、主任指導主事、指導主事
  - ② 市町村教育委員会出席者 社会教育関係課長、公民館長、社会体育・文化財保護関係課長、社会教育関係職員等  
※ 教育長の出席は任意とする。
- (2) 事業訪問
  - ① 訪問者 主任社会教育主事、社会教育主事等

## 5 その他

- (1) 教育委員会訪問
  - ① 進行は、中南教育事務所が行う。
  - ② 説明する際、以下の資料を用いる。  
なお、資料は5月27日（金）まで、中南教育事務所長あて5部提出する。
    - ア 令和4年度社会教育行政の方針と重点
    - イ 令和4年度社会教育関係事業計画（社会体育・文化財関係事業計画を含む）

〈様式1〉

〇〇〇〇第 号

令和4年〇〇月〇〇日

中南教育事務所長 殿

〇〇〇教育委員会

教育長 ○ ○ ○ ○

(公印省略)

令和4年度「社会教育の教育委員会訪問」希望日について

のことについて、下記のとおり回答します。

記

1 訪問希望日

第1希望日	令和4年	月	日( )曜日	午前・午後
第2希望日	令和4年	月	日( )曜日	午前・午後
第3希望日	令和4年	月	日( )曜日	午前・午後
第4希望日	令和4年	月	日( )曜日	午前・午後
第5希望日	令和4年	月	日( )曜日	午前・午後

2 出席職員

氏名	職名	所属

# V 生徒指導推進要綱

青森県教育委員会

## I 趣 旨

各学校においては、すべての児童生徒の人格のよりよき発達を目指すとともに、一人一人の児童生徒が、明るく充実した学校生活を送ることができるよう、生徒指導の推進に努める必要がある。

本要綱は、各学校が具体的に推進すべき事項とその内容を示し、生徒指導の一層の充実を図るものである。

## II 推進事項

- 1 生徒指導体制を確立し、全教職員が協同して指導すること。
- 2 共感的な児童生徒理解に努め指導すること。
- 3 一人一人の児童生徒が充実感や存在感を持てるよう、指導の工夫に努めること。
- 4 家庭や地域社会及び関係機関・団体等との連携を密にし、協力を得て指導すること。

## III 推進内容

- 1 推進事項1について
  - (1) 指導方針や実践すべき内容を明確にして、共通理解を図り、全教職員が協力し合い指導に当たること。
  - (2) 学級（ホームルーム）、学年、生徒指導部等でそれぞれ実践すべき指導内容や方法を確認し合い指導に当たること。
  - (3) 生徒指導に関する校内研修を計画的、継続的に実施し、指導力の向上に努めること。
- 2 推進事項2について
  - (1) 一人一人の児童生徒の置かれている状況や心情を、児童生徒の立場に立って理解するよう努めること。
  - (2) 一人一人の児童生徒を他の教職員の協力を得ながら、多面的、総合的に理解するよう努めること。
  - (3) 上記の児童生徒理解に基づいて、一人一人の児童生徒の個に応じた指導に努めること。
- 3 推進事項3について
  - (1) 一人一人の児童生徒が学ぶ喜びや成就感を味わえるよう、授業の充実に努めること。
  - (2) 一人一人の児童生徒にとって、心のよりどころとなる好ましい人間関係に支えられた学級（ホームルーム）づくりに努めること。
  - (3) 児童生徒が自主的によりよい学校生活を築いていくよう、児童会・生徒会活動等の充実に努めること。
  - (4) 自然との触れ合いや勤労及び奉仕等の体験的な活動を充実させよう努めること。
- 4 推進事項4について
  - (1) 学校の指導方針や保護者の考え方などについて、学校と家庭が相互の理解を一層深めよう努めること。
  - (2) 地域の文化活動やスポーツ活動等の諸活動に参加させるなど、地域社会との連携を密にするよう努めること。
  - (3) 関係機関・団体等との連携を深め、健全育成などについて望ましい協力関係を築くよう努めること。

## IV 推進状況の確認と報告

- 1 校長は生徒指導の推進状況を定期的に確かめながら、指導の改善・充実に努めること。
- 2 学校と県教育委員会及び市町村教育委員会との連携を密にし、生徒指導の充実を図るために、県立学校長にあっては県教育委員会教育長に、市町村立小・中学校長にあっては市町村教育委員会を通して所轄教育事務所長に、別に示すところにより、各学期末に児童生徒の指導状況報告書、年度末に生徒指導推進状況報告書を提出すること。

## VI 合同サポートチームの派遣について

合同サポートチーム（S T E P S）は、「青森県教育庁と青森県警察本部・各警察署が、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチームを結成し、学校・団体等の要望に応じた数名を派遣することで、教育と警察との合同のチームという特色を生かして、少年非行防止、犯罪被害防止等の取組を支援すること」を目的として、平成16年4月7日に設置され、少年の非行防止及び犯罪被害防止に関する、集会等での児童生徒への啓発・指導、教員、P T A研修会等での助言、健全育成団体等が主催する会議での講話・情報提供を中心に活動を行うものである。

### 1 派遣の申込み手続き

「合同サポートチーム派遣申込書」〔様式1〕を作成の上、派遣希望日の概ね1か月前までに、以下の順序により申し込むものとする。

- ・公立小・中学校（P T A等を含む）  
学校→市町村教育委員会→教育事務所→県教育庁学校教育課

### 2 派遣申込みテーマ等

派遣申込みテーマは以下のとおりとする。但し、例示テーマ以外については別途派遣先と事務局で協議するものとする。

- (1) 少年非行の実態や非行防止に向けた取組
- (2) 初発型非行（万引き・自転車盗）や不良行為（飲酒・喫煙）
- (3) 薬物乱用防止
- (4) 犯罪被害防止と被害少年の援助
- (5) 不審者の侵入や登下校時の連れ去りなどに対する学校の安全管理
- (6) 非行と少年の心理
- (7) ハイテク犯罪防止及び被害の防止
- (8) 児童虐待やドメスティック・バイオレンスへの対応
- (9) いじめや暴力行為などの学校内での問題行動
- (10) 子どもを非行に走らせない家庭での関わり
- (11) 地域で取り組む少年非行防止

### 3 留意事項

この合同サポートチームは、県教育委員会と県警察本部両機関の職員を合同で派遣し、学校等での取組を支援するものであることから、従来からの非行防止教室等の機会に警察職員のみが学校へ出向いて生徒へ講演するなどの取組については、これまでどおり各学校と警察署との連携で行うこととし、合同サポートチームの派遣申込みは要しない。

### 4 旅費

派遣される職員の旅費については、当該職員の所属において対応する。

[様式1] ※A4縦		合同サポートチーム派遣申込書		
		申込月日	令和	年 月 日
学 校・団体名				
派 遣 希 望	第一希望			
年 月 日	第二希望			
時 間	第三希望			
テ 一 マ				
対 象				
場 所				
内 容 (ある程度くわしく)				
申 込 み 担 当 者 連 職 紹 先 ・ 氏 名				

## VII スクールカウンセラーの緊急派遣について

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課に配置しているスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣することができる。

### 1 派遣申請手続

市町村教育委員会は、県教育委員会教育長あてスクールカウンセラー緊急派遣申請書（別紙1－2）を提出する。

### 2 勤務・相談状況報告

市町村立小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書（緊急派遣用 別紙3－2）を3部作成し、派遣終了後（派遣期間が複数月に及ぶ場合は各月の最後の勤務が終了するごとに）、速やかに所管する市町村教育委員会教育長あて、県教育庁学校教育課長あて及び中南教育事務所長あて1部ずつ提出する。

(別紙1－2)		(別紙3－2) 勤務・相談状況報告書（緊急派遣用）				
○○○第 号 令和 年 月 日		派遣校 S C氏名				
青森県教育委員会教育長 殿		確認印 従事した日 従事した時間 本人印 相談状況				
○○○教育委員会教育長 國		月 日(曜日)	時 分			
スクールカウンセラー緊急派遣申請書			時 分			
下記のとおり、スクールカウンセラーの派遣を受けたいので、申請します。			(時間 分)			
記		月 日(曜日)	時 分			
1 派遣日時 令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分			時 分			
2 申請理由		月 日(曜日)	時 分			
3 勤務場所			時 分			
4 その他			(時間 分)			
		月 日(曜日)	時 分			
			時 分			
			(時間 分)			
		月 日(曜日)	時 分			
			時 分			
			(時間 分)			
		月 日(曜日)	時 分			
			時 分			
			(時間 分)			
		計	時間 分			
注 申請した回ごとに提出する。						

### 3 中学校区同一カウンセラー配置について

中南管内においては、中学校区同一カウンセラーが配置されるため、中学校区内の小・中学校において、派遣校の校長とカウンセリングを必要とする児童生徒の在籍する学校の校長が電話等で連絡をとり、同意があれば、年間計画を変更してカウンセリングを受けることができる。その際は、中南教育事務所（スクールカウンセラー担当指導主事）及び、所管の市町村教育委員会へ電話等で報告し、カウンセリングを実施した学校が勤務状況報告書（様式3－1）、通勤費分費用請求書を作成し提出する。

## VIII スクールソーシャルワーカーの派遣について

県教育委員会は、公立小・中・高等・特別支援学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図るため、福祉や教育に関する専門的な知識及び技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と関係機関等とのネットワークの構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行うものである。

### 1 スクールソーシャルワーカーの職務

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワーク構築、連携、連絡調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員への研修活動
- (6) その他、所属長が必要と認める職務

### 2 派遣申請手続

#### (1) 市町村教育委員会

スクールソーシャルワーカー派遣申請書（様式1）を教育事務所に1部提出する。

#### (2) 公立小・中学校

管轄市町村教育委員会に派遣についての旨を連絡し、市町村教育委員会がスクールソーシャルワーカー派遣申請書（様式1）を教育事務所に1部提出する。

### 3 その他

派遣日時については、申請書（様式1）に基づき調整の上、派遣する。  
随時派遣（緊急派遣）についても、対応の流れは同様とする。

#### ◎ 対応の流れ

- ① 派遣申請  
学校→市町村教育委員会→教育事務所の流れ（様式1）
- ② スクールソーシャルワーカー派遣  
学校や関係保護者及び児童生徒側との面談を実施し、状況把握する。
- ③ 対応の協議・決定  
学校側と対応を協議し、今後の方向性を決める。
- ④ 対応（例）
  - ・関係機関との連絡・調整を行う。
  - ・ケース会議を実施し、決定したことに取り組む。
  - ・関係者に必要な助言や情報提供等の支援を行う。
  - ・教職員等への研修会で講師や助言を行う。



児童生徒が抱える問題の改善へ

（様式1）

〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

中南教育事務所長 殿

〇〇〇教育委員会教育長 団

スクールソーシャルワーカー派遣申請書

下記のとおり、スクールソーシャルワーカーの派遣を受けたいので、申請します。

記

#### 1 派遣日時

令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

#### 2 派遣校

〇〇立〇〇〇学校

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

担当職・氏名 〇〇〇・〇〇〇〇

#### 3 申請理由

#### 4 派遣内容

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- イ 関係機関等とのネットワーク構築、連携、連絡調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員への研修活動
- カ その他（ ）

※該当する記号を○で囲み、必要事項を記入してください。

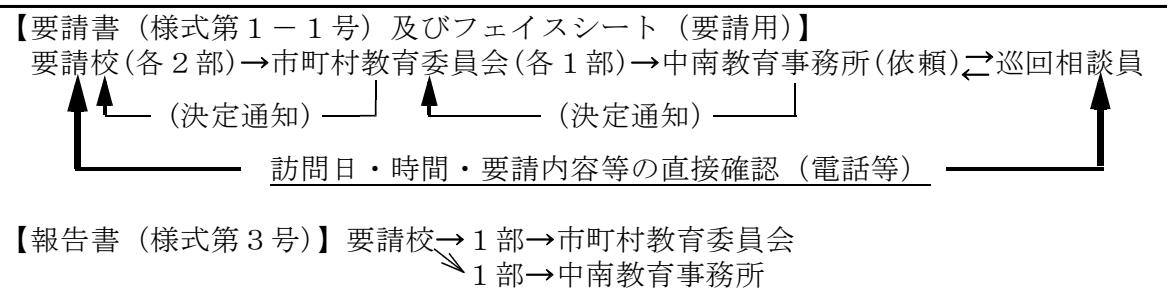
## IX 特別支援教育巡回相談員制度について

### 1 制度のねらい

本制度は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（園）及び認定こども園（以下、「小・中学校等」）からの要請に応じて特別支援教育巡回相談員（以下、「巡回相談員」）を派遣し、発達障害を含む障害のある児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校（所・園）内支援体制の充実が図られるよう、必要な助言等を行うものである。

### 2 巡回相談員の要請及び報告書の提出について

- (1) 要請期間 6月から翌年1月末までの午後の時間帯
- (2) 要請回数 必要に応じて随時
- (3) 要請内容（複数選択可）
  - ① 幼児児童生徒の指導に関すること
  - ② 保護者との連携に関すること
  - ③ 校内支援体制に関すること
  - ④ その他
- (4) 市町村立学校からの要請の手続き
  - ① 教育事務所は、本制度の関係文書を4月中旬に、市町村教育委員会を通じて各学校へ配布し、要請を募る。
  - ② 派遣を希望する各学校は、派遣希望日の1ヶ月前までに「巡回相談員の派遣要請書（様式第1-1号）」及び「特別支援教育巡回相談フェイスシート（要請用）」を作成し、当該市町村教育委員会に各2部提出する。なお、2回目以降の要請についても、同様の手続きをその都度行う。
  - ③ 教育事務所は、当該市町村教育委員会を通じて派遣を決定した巡回相談員名を要請校に通知する。
  - ④ 要請校の校長等は、巡回相談員の所属する学校長及び巡回相談員本人と、訪問日・時間・要請内容等について、電話等により直接確認する。
  - ⑤ 決定した日時に巡回相談員が訪問し、支援又は助言等を行う。
- (5) 訪問を受けた学校からの報告書の提出
  - ① 巡回相談員の訪問を受けた学校は、訪問後の概要を「巡回相談員活用報告書（様式第3号）」にまとめ、訪問後2週間以内に、所管の市町村教育委員会教育長及び中南教育事務所長に1部ずつ提出する。
  - ② 手続きの流れ



### 3 その他

- (1) 原則として、要請訪問は午後からとし、巡回相談員と要請校との共通理解を図るために、校長や特別支援教育コーディネーター等との協議を、日程の中に組み入れるようにする。
- (2) 訪問する巡回相談員については、提出されたフェイスシートを用いてマッチングを行い、教育事務所が派遣を依頼する。
- (3) 巡回相談員に対する旅費は、青森県教育委員会が負担する。
- (4) 「巡回相談員の派遣要請書（様式第1-1号）」、「特別支援教育巡回相談フェイスシート（要請用）」及び「巡回相談員活用報告書（様式第3号）」は、中南教育事務所ホームページからダウンロードできる。

(様式第1-1号)

文 書 番 号

令和 年 月 日

中南教育事務所長 殿

学校・園(所)

校長・園(所)長

印

### 巡回相談員の派遣要請書

のことについて、下記のとおり要請します。

記

担任名 (担当者)			担当学年 (組)	年 (組)	
派遣を希望 する日時	第1希望	月 日 ( )	時 分	～	時 分
	第2希望	月 日 ( )	時 分	～	時 分
	第3希望	月 日 ( )	時 分	～	時 分
助言や援助の 内 容	以下から希望する項目を選び、○で囲む。(複数選択可) ・ 児童生徒の指導に関すること ・ 保護者との連携に関すること ・ 校内支援体制に関すること ・ その他 ( ) 選択した項目について詳細に記載してください。				

(留意事項：対象児童生徒の学年、性別、相談内容の具体について記入する。)

(要請用)

特別支援教育巡回相談フェイスシート

※相談したい内容等について○を書いてください。

( 学校)(氏名 )

障害種	年齢段階	支援内容	合理的配慮の観点	
視覚障害	乳児期	子どもの学習のつまずきに関する支援	①-1-1	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
聴覚障害	幼児期	子どもの行動上の問題に関する支援	①-1-2	学習内容の変更・調整
盲ろう	小学校期	子どもの実態把握に関する支援	①-2-1	情緒・コミュニケーション及び教材の配慮
肢体不自由	中学校期	子どもの進路や就労に関する支援	①-2-2	学習機会や体験の確保
病弱・身体虚弱	高校期	子どもの心理面に関する支援	①-2-3	心理面・健康面の配慮
言語障害	大学・成人期	学校システム・学級経営等に関する支援	②-1	専門性のある指導体制の整備
情緒障害		教育課程の編成に関する支援	②-2	幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
知的障害		教材・教育支援機器に関する支援	②-3	災害時等の支援体制の整備
知的障害を伴う自閉症		医療・福祉等、他機関との連携に関する支援	③-1	校内環境のバリアフリー化
高機能自閉症 アスペルガー症候群		保護者との連携に関する支援	③-2	発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
ADHD		その他( )	③-3	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
LD				
重複障害				
その他				

【備考】

(留意事項：対象児童生徒1名につき1枚作成する。)

(様式第3号)

巡回相談員活用報告書

学校名		校長氏名	
-----	--	------	--

訪問期日 令和 年 月 日 (曜日)	5 助言や援助の概要
巡回相談員 職名・氏名	
1 主な日程	
2 校内支援体制の概要	
3 学級の概要 通常 特支( 知的 自・情 弱視 難聴 肢体 病弱 )	6 巡回相談員訪問に係る成果等
4 要請課題	

※「6 巡回相談員訪問に係る成果等」には、巡回相談員訪問後の学校での取組等についても内容に含めて記載願います。

## 【事業一覧等・諸資料】

### 1 学校教育関係事業一覧

番号	事業名	期日等	会場	対象	事業内容
1	中南管内小・中学 校長会議	4. 8(金) 【午前】	弘前市立 中央公民館相馬館 長慶閣	小・中学校長	・主要施策と方針及び重点の説明 ・中南教育事務所主管事業計画等
2	中南管内指導主事 等連絡協議会	5. 17(火) 【午後】	青森県武道館	弘前市、黒石市、平川市 教育委員会及び中南教育 事務所の指導主事等	・管内教育行政の在り方等 ・管内における学校教育の現状、課題等
3	小・中学校臨時講 師等研修会	5. 31(火) 【午前・午後 2部制】	青森県武道館	臨時講師及び養護助教論	・同内容の研修を午前・午後の2回実施 ・服務、教育法規等 ・学習指導、生徒指導上の諸問題
4	特別支援教育支援 員等研修会	6. 2(木) 【午前・午後 2部制】	青森県武道館	特別支援教育支援員等	・同内容の研修を午前・午後の2回実施 ・特別支援教育の在り方 ・障害の特性の理解 ・障害に応じた対応の仕方
5	複式学級担任者研 修会	6. 24(金) 【午後】	五所川原市立三好 小学校	複式学級新担任及び希望 者	・西北教育事務所との合同開催 ・複式授業参観と授業研究協議 ・複式学級の学習指導、学級経営等
6	小・中学校生徒指 導研究協議会兼安 心できる学校づくり 研修会	6. 28(火) 【全日】	弘前市立 中央公民館相馬館 長慶閣	小・中学校のハートフル リーダー等 【原則1名】	・いじめの未然防止、早期発見及び事案対処に おける組織的対応力の向上、教員の指導力向 上などについての講義・演習、協議等
7	特別支援教育新担 当教員実地研修会	6. 29(水) 【全日】	青森県立 弘前第一養護学校	特別支援学級(知的障害、 自閉症・情緒障害等)新 担当教員及び担任経験3 年未満で研修を受けてい ない教員	・授業参観と授業体験 ・教材教具の研究 ・学習指導上の留意点 ・研究協議
8	地域との連携を担 う教職員研修	7. 4(月) 【午後】	弘前市立 中央公民館相馬館 長慶閣	小・中学校の地域連携担 当教職員(地域との窓口 となる教員)等 【原則1名】	・地域学校協働活動の理解、今後の地域と学校 の連携・協働についての講話等
9	小・中学校道徳教 育研究協議会	7. 25(月) 【午前・午後 2部制】	青森県武道館	小・中学校教員 【原則1名】	・同内容の研修を午前・午後の2回実施 ・道徳教育の在り方 ・資料分析と発問の仕方、指導案作成
		10. 13(木) 【午後】	松崎小学校		・公開授業参観 ・授業についての研究協議
		( ) 【午後】	黒石中学校		
10	地区就学相談・教 育相談会	7. 28(木) 【全日】	青森県立 弘前聾学校	障害のある児童生徒 の保護者及び指導担当者	・就学相談 ・教育相談
		7. 29(金) 【全日】	黒石市立 黒石小学校		
11	特別支援教育教 育課程研究集会	夏季休業中 (動画配信期間)	原則として各校	小・中学校の特別支援学 級新担当及び希望者 【新担当者は原則受講】	・小学校及び中学校の特別支援学級における教 育課程の実施に向けた講義等
12	青森県小学校教 育課程研究集会	夏季休業中	原則として各校	小学校の校長、教頭、教 諭、養護教諭、臨時講師 【各校とも全教員】	・教育課程の実施に向けた説明等 ・各校で校内研修として設定 ・夏季休業中2時間程度
13	青森県中学校教 育課程研究集会	7月25日～ 8月19日 (動画配信期間)	原則として各校	中学校の校長、教頭、教 諭、養護教諭、臨時講師 【各校とも全教員の3分 の1程度】	・学習指導要領の趣旨を踏まえた実践発表等 ・夏季休業中80分程度
14	令和5年度県立高 等学校入学者選抜 要項説明会	9. 15(木) 【午後】	弘前市立 中央公民館相馬館 長慶閣	中学校教員 特別支援学校教員 高等学校教員	・県立高等学校入学者選抜要項の説明
15	小学校外国語教育 担当教員研究協議 会	9. 29(木) 【午後】	青森県武道館	小学校外国語教育担当教 員等【原則1名】 英語専科指導教員	・同内容の研修を午前・午後の2回実施 ・小学校外国語教育に係る講義・演習、協議等
16	「教育課程の届出 書」等及び青森県 「学習状況調査」 の結果分析と対策 に係る研修会	12. 26(月) 【午後】	青森県武道館	西目屋村、藤崎町、大鰐 町、田舎館村小・中学校 関係教員等	・「教育課程届出書」等の記載例説明 ・「県学習状況調査」に係る結果分析と指導事 例等
17	冬季学校体育実技 講習会	1. 5(木) 【全日】	大鰐温泉スキー場	小・中・高・特別支援学 校教職員等	・学校におけるスキー指導法 ・ゲレンデにおける滑走技術の実際

18	管内行事調整会議	1. 6(金) 【午前】	弘前合同庁舎	弘前市、黒石市、平川市教育委員会及び関係団体担当	・令和5年度の行事調整
19	I C T 活用指導力向上地区研修会 (chrome端末)	8. 2(火) 【午前・午後】	田舎館村立 田舎館中学校	藤崎町、大鰐町、田舎館村、弘前市、黒石市の小・中学校教科主任(対象教科)、研修主任等	・小学校(社会、算数) ・中学校(社会、数学、外国語、技術・家庭、保健体育) ・I C T の活用場面を含んだ指導案の検討や端末を実際に使用する模擬授業等
	I C T 活用指導力向上地区研修会 (Windows端末)	8. 17(水) 【午後】	西目屋村立 西目屋小学校	西目屋村、平川市の小・中学校教科主任(対象教科)、研修主任等	

#### 事務所研修

##### [初任者研修関係]

番号	研 修	期 日	会 場
1	赴任時研修	4. 1(金)	弘前市立中央公民館岩木館
2	示範授業研修	6. ( )	弘前市立第三大成小学校
		6. ( )	弘前市立東中学校
3	一般授業研修Ⅰ ・校外活動研修	8. 5(金)	岩木青少年スポーツセンター
4	特別活動研修	11. ( )	黒石市立黒石東小学校
		11. ( )	平川市立尾上中学校
5	一般授業研修Ⅱ	1. 26(木)	青森県武道館
6	まとめ研修	2. 16(木)	青森県武道館

#### 事務所以外の研修

小 学 校	学級経営基礎講座Ⅰ	5月10日(火)～5月11日(水)
	学習指導基礎講座Ⅰ	6月10日(金)
	学級経営基礎講座Ⅱ	9月1日(木)
	学習指導基礎講座Ⅱ	11月2日(水)
	学級経営基礎講座Ⅲ	1月19日(木)
中 学 校	学級経営基礎講座Ⅰ	5月9日(月)
	教科等教育基礎講座Ⅰ	6月8日(水)～6月9日(木)
	学級経営基礎講座Ⅱ	8月25日(木)
	教科等教育基礎講座Ⅱ	10月13日(木)
	教科等教育基礎講座Ⅲ	11月16日(水)

第1回初任者研修校長等連絡協議会 第1回初任者研修拠点校指導教員研修会	4. 11(月)	青森県武道館
第2回初任者研修校長等連絡協議会 第2回初任者研修拠点校指導教員研修会	8. 25(木)	青森県武道館
第3回初任者研修校長等連絡協議会 第3回初任者研修拠点校指導教員研修会	1. 23(月)	青森県武道館
第1回初任者研修拠点校指導教員連絡会議	4. 1(金)	弘前市立中央公民館岩木館
第2回初任者研修拠点校指導教員連絡会議	5. 11(水)	弘前合同庁舎本館2階会議室
第3回初任者研修拠点校指導教員連絡会議	10. 12(水)	弘前合同庁舎別館C会議室
初任者研修次年度実施校事前説明会	3. 28(火)	青森県武道館

#### [スポーツ健康課研修関係]

番号	研 修	期 日	会 場
1	体育の楽しさアップ研修会 【小学校低学年原則1名】	8. 16(火) 【全日】	青森県武道館
2	学校安全指導者研修会 (交通安全) 【小学校希望者】	9. 7(水) 【全日】	青森県総合学校教育センター
3	学校安全指導者研修会 (生活安全) 【中学校希望者】	10. 27(木) 【全日】	青森県総合学校教育センター
4	学校防災リーダー養成研修会 (中南) 【小・中学校管理職希望者】	7. 13(水) 【半日】	青森県総合学校教育センター

#### [生徒指導関係会議]

中南管内生徒指導関係機関連絡協議会	9. 5(月)	青森県武道館
中弘南黒平地区生徒指導専任教諭等連絡協議会	10. 6(木)	青森県武道館

## 2 社会教育関係事業一覧

	事 業 名	期 日 等	会 場	対 象	開 催 の 趣 旨
教 育 事 務 所 の 主 管 事 業	管内社会教育関係課長・公民館長及び担当者会議	5. 20 (金)	県武道館	社会教育関係課長、公民館長、担当職員等	県及び中南教育事務所の社会教育行政方針と重点の理解を図り、管内市町村の生涯学習・社会教育の振興を図る。
	スポーツ推進委員地区研修会	6. 26 (日)	ひらかわドリームアリーナ	スポーツ推進委員、社会体育担当職員等	生涯スポーツ推進上の課題について研究協議と実技研修を行い、スポーツ推進委員の資質向上を図る。
	放課後子ども総合プラン支援員等研修会	前期 7. 12 (火)	弘前市中央公民館相馬館長慶閣	放課後子ども教室教育活動センター、放課後児童クラブ放課後児童支援員、児童館関係者等	放課後子ども総合プランを円滑に実施するために、地域の放課後対策に関する諸問題と子どもの育成をテーマとした研修会を行う。
		後期 9. 9 (金)			
	社会教育の教育委員会訪問	10月～11月	各市町村	社会教育関係課長、公民館長、担当職員	生涯学習・社会教育の現状について把握するとともに、課題等について意見交換し、生涯学習・社会教育の充実に資する。

### 《その他の関連事業》

	事 業 名	期 日 等	会 場	対 象
県 主 催 の 会 議	市町村保健体育及び社会体育担当者会議	4. 15 (金)	県総合社会教育センター	市町村社会体育担当者
	市町村教育委員会生涯学習・社会教育主管課長及び担当者会議	第1回 5. 13 (金)	県庁西棟8階大会議室	市町村社会教育主管課長、担当者
		第2回 2. 17 (金)	県総合社会教育センター	
	文化財保護行政担当者会議	5. 13 (金)	県庁内会議室	市町村文化財担当者

	事 業 名	期 日 等	会 場	対 象
県 主 催 研 修 ・ 事 業 等	県スポーツ推進委員協議会代議員会	5. 21 (土)	県総合社会教育センター	スポーツ推進委員
	地域学校協働活動推進のための研修	6月予定	県総合社会教育センター	地域協働活動推進員、 地域コーディネーター等
	地域との連携を担う教職員研修 (小・中学校原則1名)	7. 4 (月)	弘前市中央公民館相馬館長慶閣	小・中学校の地域連携担当教職員等
	家庭教育応援フェスタ	10~11月予定	県総合社会教育センター	教育関係者、一般県民
	家庭教育支援ネットワーク形成研修会	12~1月予定	県総合社会教育センター	家庭教育関係者等
	子どもの読書活動推進大会	12月中旬	上北管内会場	教育関係者、一般県民
	あおもりの中学生・高校生による「大切なあなたへ薦める青春の一冊」			7月~9月中旬に募集
	パワフルAOMORI!創造塾	7月~12月	県総合社会教育センター他	地域活動に意欲がある県民(概ね20代~40代)
	高校生スキルアッププログラム推進事業	認定単位制度	県総合社会教育センター	県内全ての高校生
	センター研修(年6回)、地区研修	5月~10月	県総合社会教育センター他	市町村教育委員会、関係団体等の職員
	地域資源を活用したキャリア教育推進フォーラム	10月予定	県総合社会教育センター	教職員、企業、P.T.A.、県民局、商工団体等
	「地域の思いをつなぐ」若者育成事業	5月~2月	未定	地域の若者(高校・大学生)、地域活動者等
	社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業(地域課題解決研修会)	5月~2月	未定	社会教育主事、企業、NPO団体、地域住民等
	教育支援活動展示会	8月~9月	未定	一般県民
	若者の社会参加促進事業プラン研修会	7月~2月	未定	地域の若者等
	困難を抱える子ども・若者支援事業	6、9、1月予定	梵珠少年自然の家	ニート等、課題を抱える若者
	いじめ防止標語コンクール	6月~8月に募集		優秀作品でテレビCMを制作、放送する。

	事 業 名	期 日 等	会 場
そ の 他 の 事 業	中弘南黒平地区スポーツ推進委員連絡協議会総会	4月予定	弘前市民体育館
	中南地方社会教育委員連絡協議会総会	5月予定	平川市文化センター
	中南地方社会教育委員連絡協議会研修会 ※ 青森県社会教育研究大会を第3回研修会とする。	第1回	6月予定
		第2回	8月30日(火)
		第3回	9月2日(金)
		第4回	2月予定
	第15回青森県民スポーツ・レクリエーション祭	7. 2 (土) 3 (日)	県内各地
	第76回市町村対抗青森県民体育大会	7. 30 (土) 31 (日)	上北地域
	第30回青森県民駅伝競走大会	9. 4 (日)	青森市
	中弘南黒平地区地域スポーツフェスティバル	9月予定	大鰐町
	東北地区スポーツ推進委員研修会	7. 8 (金) 9 (土)	八戸市
	社会教育主事講習	7月中旬~8月中旬	秋田市内

### 3 研究指定校等一覧

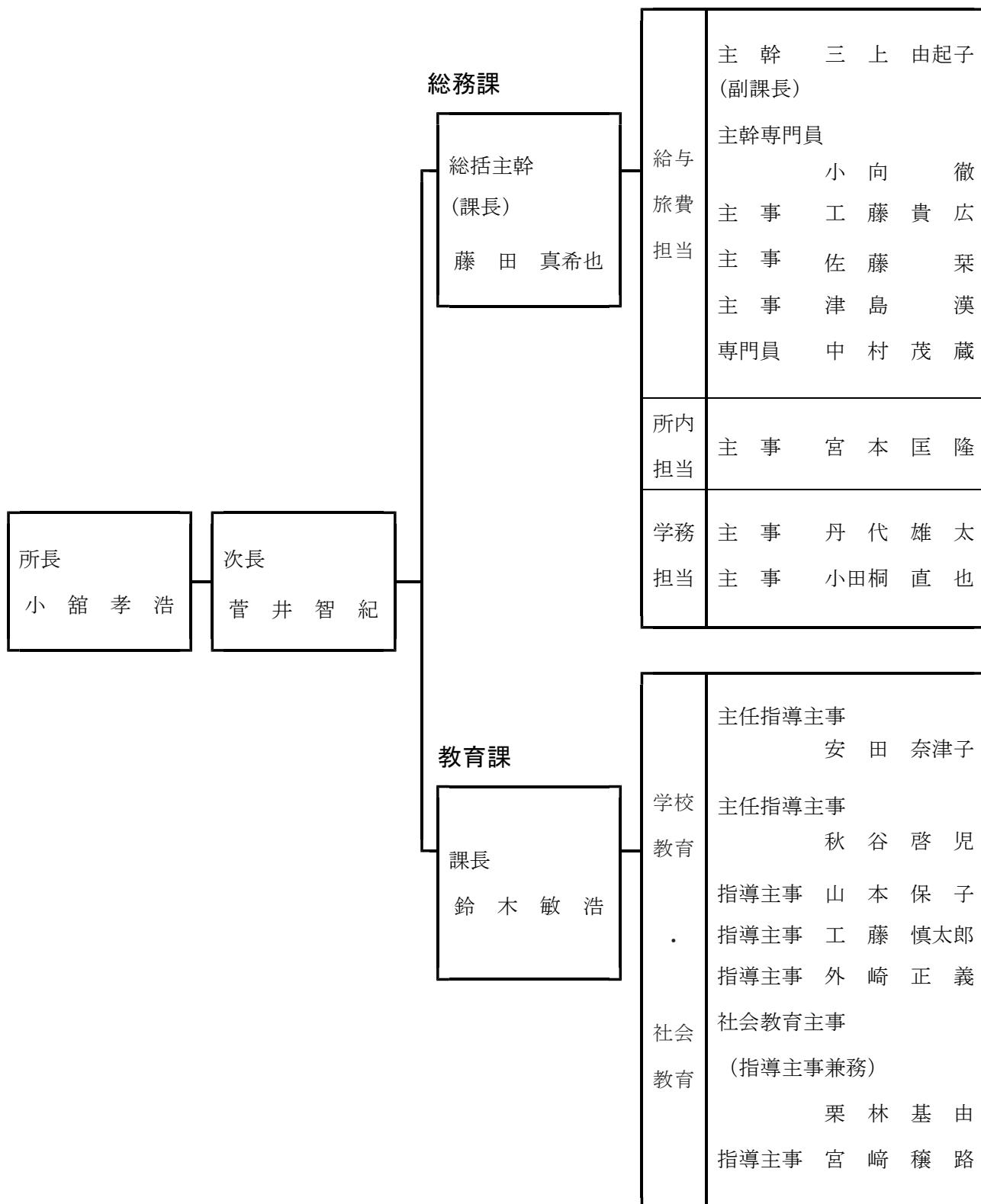
#### (1) 研究指定（委託）校等一覧（管内分）

指 定 名 称	学 校 名 等	期 間	指 定 機 関
いきいき青森っ子健康づくり事業	藤崎町立明徳中学校	令和3～4年度	青森県教育委員会
命を守る！防災教育推進事業 (防災教育モデル指定校)	弘前市立石川小学校	令和3～5年度	青森県教育委員会
小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業	弘前市立西小学校	令和3～5年度	青森県教育委員会

#### (2) 研究大会等（管内分）

名 称	会 場	開 催 期 日	主 催
第29回青森県小学校体育科教育研究大会南地方大会	黒石市立黒石小学校	令和4年10月28日	青森県小学校教育研究会
青森県中学校生徒指導研究大会南大会	藤崎町立藤崎中学校	令和4年11月2日	青森県中学校教育研究会
令和4年度青森県中学校美術教育研究大会弘前大会	弘前市総合学習センター	令和4年11月2日	青森県中学校教育研究会美術部会 弘前市中学校教育研究会美術部会
令和4年度弘前大学教育学部附属小学校、中学校合同公開研究発表会	弘前大学教育学部 附属小学校 附属中学校	令和4年11月5日	弘前大学教育学部 附属小学校、中学校

## 4 中南教育事務所機構図



## 5 中南教育事務所事務分掌一覧

所長 小 舘 孝 浩 (内線216)  
次長 菅 井 智 紀 (内線316)

TEL 0172(32)1131 (代表ー内線へ)  
FAX 0172(36)6584

**総務課 0172(32)4451 (総務課直通)**

職名	氏名	職務分掌
総括主幹 (総務課長)	藤田 真希也	課総括、公印保管、出納員、総括前渡資金取扱者、叙勲
主幹 (副課長)	三上 由起子	給与・旅費総括、中南中学校給与・旅費、中南中学校臨時職員給与、研修会(新採研・給与事務研)、給与旅費関係通知、共済掛金(副)、非常勤職員報酬・旅費(スクール・サポート・スタッフを除く)(副)
主幹専門員	小向 徹	弘前市小学校(1~25)給与・旅費、弘前市小学校(1~25)臨時職員給与、非常勤職員報酬・旅費(月額のスクール・サポート・スタッフ)、共済掛金、社会保険料、臨時職員住民税(副)、研修会(新採研・給与事務研)(副)
主事	工藤 貴広	西北中学校給与・旅費、五所川原市小学校給与、西北中学校臨時職員給与、給与費調査、臨時職員住民税、研修会(学校事務研究協議会)、学校事務訪問、所得税(副)、旅費調査配分通知(副)
主事	佐藤 栄	弘前市小学校(26~32)、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡小学校給与・旅費、弘前市小学校(26~32)、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡小学校臨時職員給与、非常勤職員報酬・旅費(感染症対策スクール・サポート・スタッフ)、番号制度、雇用・労災保険、所得税、学校事務訪問(副)、給与費調査(副)、給与旅費関係通知(副)、研修会(学校事務研究協議会)(副)
主事	宮本 匡隆	所内給与・旅費、令達事業経費、財産及び物品、福利厚生、文書收受、統合庶務システム、文書管理システム、非常勤職員報酬・旅費(スクール・サポート・スタッフを除く)、雇用・労災保険(副)、社会保険料(副)
主事	津島 漢	北津軽郡小学校給与・旅費、つがる市及び西津軽郡小学校給与、西北小学校臨時職員給与、旅費調査配分通知、番号制度(副)
専門員	中村 茂蔵	五所川原市、つがる市及び西津軽郡小学校旅費、前渡資金精算書確認
主事	丹代 雄太	教職員人事、教職員の服務、地教委との連絡調整
主事	小田桐 直也	教職員の服務、小・中学校の設置・廃止、学級編制、教職員の昇給昇格、教員免許、公務災害、退職手当

【注】 ※弘前小

1 自得、2 高杉、3 船沢、4 三省、5 致遠、6 城東、7 福村、8 豊田、9 堀越、10 文京、11 千年、  
12 大和沢、13 小沢、14 青柳、15 東目屋、16 和徳、17 時敏、18 城西、19 第三大成、20 朝陽、  
21 桔梗野、22 石川、23 西、24 松原、25 東、26 北、27 大成、28 裾野、29 新和、30 岩木、  
31 常盤野、32 相馬

教育課 0172(32)1137(教育課直通)

職・氏名	担当教科等	事務分掌
教育課長 鈴木敏浩	学校教育全般 社会教育全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育課総括</li> <li>○教職員研修派遣</li> <li>○研究指定校等の依頼</li> <li>○他事務所・関係機関・市町村教育委員会との連携</li> <li>○課内研修計画</li> <li>○管内課長等連絡会議</li> </ul>
主任指導主事 安田奈津子	国語 音楽 幼稚園教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管内小・中学校長会議</li> <li>○管内指導主事等連絡協議会</li> <li>○管内行事調整会議</li> <li>○「中南の教育」関係</li> <li>○学校訪問（計画・要請）</li> <li>○学校支援訪問</li> <li>○学校図書館関係</li> <li>○小・中学校教育課程地区研究集会（副）</li> <li>○課内行事予定（主）</li> <li>○事業会場予約・借用手続（主）</li> </ul>
主任指導主事 秋谷啓児	生涯学習・社会教育総括 市町村社会教育委員 社会教育主事 社会教育団体 家庭教育 各種表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育全般（主）</li> <li>○小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業</li> <li>○子どもの読書活動推進事業</li> <li>○いじめ防止キャンペーン推進事業</li> <li>○学校を核とした地域づくり推進事業</li> <li>○学校・家庭・地域連携協働推進事業</li> <li>○社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業</li> <li>○あおもり家庭教育支援総合事業</li> <li>○若者の社会参加促進事業</li> <li>○「地域の思いをつなぐ」若者育成事業</li> <li>○「中南の社会教育」関係</li> <li>○社会教育の教育委員会訪問</li> <li>○社会教育委員連絡協議会</li> <li>○あおもり県民カレッジ</li> <li>○PTA、婦人会、子ども会等の支援</li> <li>○社会教育主事講習</li> <li>○課内行事予定（副）</li> <li>○事業会場予約・借用手続（副）</li> <li>○放課後子ども総合プラン研修会（主）</li> </ul>

職・氏名	担当教科等		事務分掌
指導主事 山 本 保 子	外国語(英語) 美 術 図画工作	外国語活動 国際理解教育 複式教育 特別支援教育(副)	<input type="radio"/> 小・中学校教育課程地区研究集会(主) <input type="radio"/> 教育課程調査関係 <input type="radio"/> 中堅教諭等資質向上研修 <input type="radio"/> 県立学校入学者選抜関係 <input type="radio"/> 小・中学校外国語教育充実支援事業 <input type="radio"/> 國際交流事業関係 <input type="radio"/> 複式学級担任者研修会 <input type="radio"/> 芸術教室関係
指導主事 工 藤 慎太郎	体 育 保健体育	体育・健康教育 安全教育 生徒指導(主) 教育相談	<input type="radio"/> いきいき青森っ子健康づくり事業 <input type="radio"/> 楽しさアップ!子どもの健康づくり事業 <input type="radio"/> 体力・運動能力調査関係 <input type="radio"/> 中学校保健体育担当者研修会 <input type="radio"/> 冬季学校体育実技講習会 <input type="radio"/> 命を守る!防災教育推進事業 <input type="radio"/> 交通事故・水難事故・集団かぜ等報告 <input type="radio"/> 問題行動に関する事故報告(主) <input type="radio"/> スクールカウンセラー配置事業 <input type="radio"/> スクールソーシャルワーカー配置事業 <input type="radio"/> 中南管内生徒指導関係機関連絡協議会 <input type="radio"/> 中弘南黒平地区生徒指導専任教諭等連絡協議会 <input type="radio"/> 地区生徒指導推進協議会
指導主事 外 崎 正 義	社 家 会 庭 技術・家庭	特別支援教育(主) 道徳教育(副) 人権教育 環境教育	<input type="radio"/> 特別支援教育関係研修会等 <input type="radio"/> 教育課程調査関係【特支】 <input type="radio"/> 初任者研修(副) <input type="radio"/> 小・中学校臨時講師等研修会 <input type="radio"/> 青森県総合学校教育センター関係 <input type="radio"/> 研修オンライン関係 <input type="radio"/> 特色ある学校 <input type="radio"/> 赤十字関係
社会教育主事 兼指導主事 栗 林 基 由	理 生 科 活	学校・家庭・地域の連携推進 社会体育	<input type="radio"/> 社会教育全般(副) <input type="radio"/> 放課後子ども総合プラン研修会(副) <input type="radio"/> スポーツ推進委員地区研修会 <input type="radio"/> 社会スポーツ振興全般 <input type="radio"/> スポーツ推進委員連絡協議会
		総合的な学習の時間 情報教育(主) 道徳教育(主)	<input type="radio"/> 小・中学校における教員のICT活用指導力向上事業 <input type="radio"/> 小・中学校道徳教育研究協議会 <input type="radio"/> 教科書関係
指導主事 宮 崎 積 路	算 数 学	特別活動 キャリア教育 生徒指導(副) 情報教育(副)	<input type="radio"/> 初任者研修(主) <input type="radio"/> 小・中学校生徒指導研究協議会兼安心できる学校づくり研修会 <input type="radio"/> 問題行動に関する事故報告(副) <input type="radio"/> 全国学力・学習状況調査 <input type="radio"/> 青森県「学習状況調査」

## 6 中南管内小・中学校一覧

### (1) 小学校

R 4. 4. 1 現在

《弘前市》 (学校指導課) TEL 82-1644 FAX 82-5899 ☎ 036-1393 弘前市賀田1丁目1-1  
 (教育センター) TEL 26-4802 FAX 26-2250 ☎ 036-8085 弘前市末広4丁目10-1

	学校名	電話	FAX	郵便番号	住所
1	自得	98-2221	98-2253	036-1205	鬼沢字菖蒲沢109-4
2	高杉	95-2014	95-2021	036-8302	高杉字神原7-1
3	船沢	96-2120	96-2213	036-8375	細越字早稻田42
4	三省	95-2219	95-2230	036-8313	中崎字野脇142-2
5	致遠	34-3251	34-3761	036-8325	浜の町北1-7-1
6	城東	32-4054	32-5265	036-8071	大久保字西田105-40
7	福村	27-6679	27-6737	036-8082	福村1-1-1
8	豊田	27-7820	27-7868	036-8101	豊田1-4-1
9	堀越	27-4869	27-5056	036-8111	門外1-3-3
10	文京	32-5866	32-6080	036-8155	中野1-1-1
11	千年	87-2012	87-2032	036-8127	小栗山字川合119-7
12	大和沢	87-2234	87-2286	036-8132	狼森字天王12-1
13	小沢	88-3016	88-3017	036-8247	大開2-5-1
14	青柳	32-4600	32-5357	036-8264	悪戸字村元7-2
15	東目屋	86-2011	86-2012	036-1441	桜庭字清水流39
16	和徳	32-0725	32-0856	036-8001	代官町107-3
17	時敏	34-3255	34-5868	036-8063	宮園1-5-1
18	城西	32-0247	33-8848	036-8364	新町236-1
19	第三大成	32-2846	32-3638	036-8173	富田町47
20	朝陽	32-3647	32-3913	036-8216	在府町36
21	桔梗野	32-4078	32-5263	036-8227	桔梗野2-21
22	石川	92-2110	92-2150	036-8124	石川字庄司川添19-1
23	西	34-1335	34-1350	036-8279	茜町3-2-1
24	松原	87-5900	87-5901	036-8141	松原東2-17
25	東	27-1588	27-1637	036-8093	城東中央5-6-1
26	北	33-6780	33-6852	036-8062	青山3-15-1
27	大成	32-2591	32-2865	036-8185	御幸町13-1
28	裾野	99-7131	99-7132	036-1202	十面沢字轡293
29	新和	73-2673	73-2681	038-3615	青女子字桜苑292-4
30	岩木	82-3008	82-3135	036-1331	五代字前田451
31	常盤野	83-2047	83-3085	036-1345	常盤野字湯の沢45-4
32	相馬	84-3107	84-3567	036-1502	黒滝字二ノ松本2-4
	弘前大学附属	32-7202	38-1517	036-8152	学園町1-1

## 《黒石市》

TEL 52-2111 FAX 52-3777 〒036-0307 黒石市内町24-1

33	東 英	54-8311	54-8344	036-0415	上山形字築館9-1
34	六 郷	52-3759	52-3837	036-0536	三島字宮元380-1
35	黒 石	52-2391	52-2403	036-0381	株梗木字中渡1-1
36	黒 石 東	52-3880	53-4215	036-0338	春日町70

## 《平川市》

TEL 44-1111 FAX 57-3323 〒036-0242 平川市猿賀南田15-1

37	金 田	57-3010	57-5517	036-0203	南田中北原120-1
38	猿 賀	57-3020	57-5570	036-0242	猿賀明堂136-2
39	柏 木	44-3047	44-9455	036-0104	柏木町柳田8-2
40	大 坊	44-3128	44-9433	036-0145	岩館下り松72-2
41	小 和 森	44-3149	44-9477	036-0101	大光寺二村井166
42	松 崎	44-3154	44-9466	036-0162	館山上龜岡5-1
43	竹 食官	44-3013	44-9444	036-0141	沖館永田34-3
44	平 賀 東	44-2628	44-9488	036-0122	尾崎川合69
45	碇 ヶ 関	45-2311	45-2312	038-0101	碇ヶ関三笠山100-2

## 《西目屋村》

TEL 85-2858 FAX 85-3132 〒036-1411 西目屋村田代字稻元143

46	西 目 屋	85-2325	81-5381	036-1411	田代字稻元121-1
----	-------	---------	---------	----------	------------

## 《藤崎町》

TEL 69-5010 FAX 65-3128 〒038-1214 藤崎町常盤字三西田35-1

47	藤 崎	75-3019	75-5214	038-3802	藤崎字西村井5-1
48	藤崎中央	75-3303	75-3220	038-3814	水沼字浅田11
49	常 盤	65-2219	65-4505	038-1214	常盤字三西田23

## 《大鰐町》

TEL 48-3201 FAX 48-3215 〒038-0211 大鰐町大鰐字前田51-8

50	大 魚 門	48-2167	48-2163	038-0211	大鰐字羽黒館54
----	-------	---------	---------	----------	----------

## 《田舎館村》

TEL 58-2111 (直通 58-2363) FAX 58-4751 〒038-1113 田舎館村田舎館字中辻123-1

51	田 舎 食官	58-2253	58-3450	038-1133	大根子字牧ヶ袋80
----	--------	---------	---------	----------	-----------

(2) 中学校

R 4. 4. 1 現在

《弘前市》 (学校指導課) TEL 82-1644 FAX 82-5899 〒036-1393 弘前市賀田1丁目1-1  
 (教育センター) TEL 26-4802 FAX 26-2250 〒036-8085 弘前市末広4丁目10-1

	学校名	電話	FAX	郵便番号	住所
1	新和	73-2276	73-2285	038-3614	種市字小島57-2
2	船沢	96-2130	96-2173	036-8382	富栄字浅井名1
3	東目屋	86-2015	86-2127	036-1441	桜庭字清水流63-3
4	第一	32-3949	32-3946	036-8021	和徳町363-13
5	第二	32-3642	32-3817	036-8367	平岡町72
6	第三	32-2361	32-2362	036-8154	豊原1-3-3
7	第四	32-5244	32-5248	036-8228	樹木5-2-6
8	第五	27-3064	27-3074	036-8103	川先2-4-1
9	石川	92-3310	92-3350	036-8124	石川字庄司川添19-1
10	北辰	95-2019	95-2030	036-8302	高杉字五反田191
11	裾野	93-2219	93-2276	036-1202	十面沢字湯ヶ森40
12	南	88-1441	88-1445	036-8144	原ヶ平字山中20-13
13	東	26-0575	26-0559	036-8085	末広3-2-1
14	津軽	82-3004	82-3034	036-1331	五代字早稻田478
15	常盤野	83-2047	83-3085	036-1345	常盤野字湯の沢45-4
16	相馬	84-2312	84-3128	036-1504	紙漉沢字山越48
	弘前大学附属	32-7201	32-7281	036-8152	学園町1-1
	弘前学院聖愛	87-1411	87-1413	036-8144	原ヶ平字山元112-21
	東奥義塾	92-4111	92-4116	036-8124	石川字長者森61-1

《黒石市》 TEL 52-2111 FAX 52-3777 〒036-0307 黒石市内町24-1

17	中郷	52-3193	52-3196	036-0381	株梗木字中渡1-1
18	黒石	52-3703	52-3725	036-0333	柵ノ木4-1

《平川市》 TEL 44-1111 FAX 57-3323 〒036-0242 平川市猿賀南田15-1

19	尾上	57-3220	57-5009	036-0221	中佐渡南田49
20	平賀西	44-3018	44-9422	036-0101	大光寺白山13-2
21	平賀東	44-3049	44-9411	036-0115	新館後野104-1
22	碇ヶ関	45-2201	45-2202	038-0101	碇ヶ関三笠山100-2

《藤崎町》 TEL 69-5010 FAX 65-3128 〒038-1214 藤崎町常盤字三西田35-1

23	藤崎崎	75-3013	75-6510	038-3802	藤崎字西豊田90-1
24	明徳	65-2218	65-4332	038-1214	常盤字一西田21-1

《大鰐町》 TEL 48-3201 FAX 48-3215 〒038-0211 大鰐町大鰐字前田51-8

25	大魚呂	48-2224	48-2225	038-0221	虹貝字篠塚24-1
----	-----	---------	---------	----------	-----------

《田舎館村》 TEL 58-2111 (直通 58-2363) FAX 58-4751 〒038-1113 田舎館村田舎館字中辻123-1

26	田舎食官	58-2240	58-2219	038-1121	畠中字観妙寺40-1
----	------	---------	---------	----------	------------

## 7 中南管内小・中学校メールアドレス一覧

R 4. 4. 1 現在

番	学校名等	メールアドレス	番	学校名等	メールアドレス
1	自得小学校	jitoku@hi-it.jp	37	金田小学校	kanata-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
2	高杉小学校	takasugi@hi-it.jp	38	猿賀小学校	saruka-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
3	船沢小学校	s-funazawa@hi-it.jp	39	柏木小学校	kashiwagi-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
4	三省小学校	sansei@hi-it.jp	40	大坊小学校	daibou-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
5	致遠小学校	chien@hi-it.jp	41	小和森小学校	kowamori-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
6	城東小学校	jouto@hi-it.jp	42	松崎小学校	matuzaki-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
7	福村小学校	fukumura@hi-it.jp	43	竹館小学校	takedate-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
8	豊田小学校	toyoda@hi-it.jp	44	平賀東小学校	higashi-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
9	堀越小学校	horikoshi@hi-it.jp	45	碇ヶ関小学校	ikarigaseki-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
10	文京小学校	bunkyo@hi-it.jp	46	西目屋小学校	nsho@jomon.ocn.ne.jp
11	千年小学校	chitose@hi-it.jp	47	藤崎小学校	fujisho@fujisaki.ed.jp
12	大和沢小学校	oowasawa@hi-it.jp	48	藤崎中央小学校	chuuousho@fujisaki.ed.jp
13	小沢小学校	kozawa@hi-it.jp	49	常盤小学校	tokisho@fujisaki.ed.jp
14	青柳小学校	aoyagi@hi-it.jp	50	大鰐小学校	sanga01@ceres.ocn.ne.jp
15	東目屋小学校	s-higashimoya@hi-it.jp	51	田舎館小学校	kansho@bz01.plala.or.jp
16	和徳小学校	watoku@hi-it.jp	1	新和中学校	m-niina@hi-it.jp
17	時敏小学校	jibin@hi-it.jp	2	船沢中学校	m-funazawa@hi-it.jp
18	城西小学校	jousei@hi-it.jp	3	東目屋中学校	m-higashimoya@hi-it.jp
19	第三大成小学校	dai3-taisei@hi-it.jp	4	第一中学校	dai1@hi-it.jp
20	朝陽小学校	chouyou@hi-it.jp	5	第二中学校	dai2@hi-it.jp
21	桔梗野小学校	kikyouno@hi-it.jp	6	第三中学校	dai3@hi-it.jp
22	石川小学校	s-ishikawa@hi-it.jp	7	第四中学校	dai4@hi-it.jp
23	西小学校	nishi@hi-it.jp	8	第五中学校	dai5@hi-it.jp
24	松原小学校	matsubara@hi-it.jp	9	石川中学校	m-ishikawa@hi-it.jp
25	東小学校	s-higashi@hi-it.jp	10	北辰中学校	hokushin@hi-it.jp
26	北小学校	kita@hi-it.jp	11	裾野中学校	susono@hi-it.jp
27	大成小学校	taisei@hi-it.jp	12	南中学校	minami@hi-it.jp
28	裾野小学校	s-susono@hi-it.jp	13	東中学校	m-higashi@hi-it.jp
29	新和小学校	s-niina@hi-it.jp	14	津軽中学校	tsugaru@hi-it.jp
30	岩木小学校	s-iwaki@hi-it.jp	15	常盤野中学校	tokiwano@hi-it.jp
31	常盤野小学校	tokiwano@hi-it.jp	16	相馬中学校	m-soma@hi-it.jp
32	相馬小学校	s-soma@hi-it.jp	17	中郷中学校	nakago-jhs@kuroishi.ed.jp
33	東英小学校	touei-es@kuroishi.ed.jp	18	黒石中学校	kuroishi-jhs@kuroishi.ed.jp
34	六郷小学校	rokugo-es@kuroishi.ed.jp	19	尾上中学校	onoe-chuu01@hirakawa02210.bz-service.net
35	黒石小学校	kuroishi-es@kuroishi.ed.jp	20	平賀西中学校	nishi-chuu01@hirakawa02210.bz-service.net
36	黒石東小学校	higashi-es@kuroishi.ed.jp	21	平賀東中学校	higashi-chuu01@hirakawa02210.bz-service.net
			22	碇ヶ関中学校	ikarigaseki-chuu01@hirakawa02210.bz-service.net
			23	藤崎中学校	fujichu@fujisaki.ed.jp
			24	明徳中学校	meichu@fujisaki.ed.jp
			25	大鰐中学校	oowanichu@lime.ocn.ne.jp
			26	田舎館中学校	kanchu01@bz01.plala.or.jp
				中南教育事務所	E-CHUNAN@pref.aomori.lg.jp